

第5次小浜市総合計画 改定基本計画

第5次小浜市総合計画 改定基本計画 体系

序章 地域力を結集した協働のまちづくりを進めるために

第1節 協働のまちづくり

第1項 地域力

第2項 協働

第2節 行政経営の推進

第1項 行財政改革

第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第1節 学校教育の充実

第1項 幼児教育

第2項 学校教育

第2節 社会教育の充実

第1項 社会教育

第2項 人権

第3項 競技スポーツ

第3節 男女共同参画社会の実現

第1項 男女共同参画

第4節 生涯食育の推進

第1項 生涯食育

第5節 伝統と文化の継承と創造

第1項 市民文化

第2項 文化財

第2章 夢と生きがいに満ちた健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第1節 健康づくりの推進

第1項 保健

第2項 医療

第3項 スポーツ・レクリエーション

第2節 社会福祉の推進

第1項 地域福祉

第2項 少子化対策

第3項 高齢者福祉

第4項 障がい者福祉

第5項 児童福祉

第6項 ひとり親家庭等への自立支援

第7項 社会保障

第3節 安心して暮らせるまちづくり

- 第1項 防災
- 第2項 交通安全
- 第3項 防犯
- 第4項 消費生活

第4節 環境保全の推進

- 第1項 環境保全
- 第2項 環境衛生、循環型社会の構築

第3章 夢を生み出す魅力ある産業・観光のまちをめざして

第1節 観光・交流活動の振興

- 第1項 観光
- 第2項 交流活動

第2節 産業の振興

- 第1項 農業
- 第2項 林業
- 第3項 水産業
- 第4項 商業
- 第5項 工業・企業誘致
- 第6項 労働環境

第4章 夢を実現できる住み心地の良いまちをめざして

第1節 住み心地の良いまちの形成

- 第1項 秩序あるまちの形成

第2節 生活基盤の充実

- 第1項 広域交通網
- 第2項 道路交通網
- 第3項 橋梁
- 第4項 上水道
- 第5項 下水道
- 第6項 河川
- 第7項 住宅
- 第8項 情報通信網

序章 地域力を結集した協働のまちづくりを進めるために

第1節 協働のまちづくり

第1項 地域力

基本方針

人口減少や少子高齢化が急速に進む社会経済情勢において、小浜市全体を活性化し、将来にわたり住み続けたい、活力ある将来を確保していくためには、市民・団体・事業者・行政の「協働」によるまちづくりを強力に進める必要があります。その原動力となるのが「地域力」です。

「地域力」は、まず、市民一人ひとりがまちづくりに積極的に参画しようとする「意識を持つ」ことから生まれ、市民に身近な問題から本市のまちづくり全体における課題の解決まで、その取組みに必要な力です。また、地域資源を磨き上げ、訪れた人が魅力を感じ、住みたいと思える地域としての価値を創造したり、飛躍的に高めたりすることができる力でもあります。

市民・団体・事業者・行政は、自ら感じ、自ら動くことにより、それぞれが持つ「地域力」を高めるとともに、地域の総合力として「結集」することにより、さらに強力なまちづくりの推進力とします。

現状と課題

わが国は平成20年をピークとして人口減少局面に入り、本市においても減少傾向が続いています。特に、地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いており、地方の人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が、さらなる地方の人口減少を加速させるという悪循環に陥っています。

東京圏への一極集中を是正し、人口減少を食い止めるためには、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すことが必要であることから、国は、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な魅力あふれる社会を築くため、「地方創生」の取り組みを始めています。

地域が主体となったまちづくりを進めるには、それぞれの地域が持つ個性と魅力を再発見し、地域住民自らが地域づくりに取り組むことが重要です。

本市においては、各地区が主体的に地域の活性化を図るため、「いきいきまちづくり事業」や「地域協働型まちづくり」により、地域資源を活用した地域づくりに取り組んでいます。

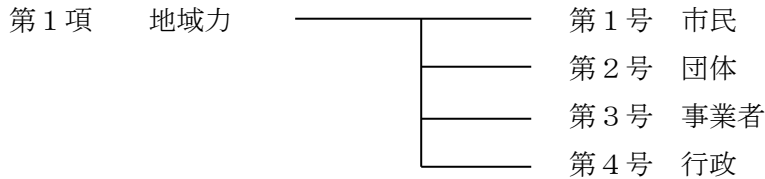
また、市民自らが企画・実践する活動を支援するため「いいとこ小浜づくり協働推進事業」により、市民自らが主体となった個性的・魅力的な人づくり・まちづくりに取り組んでいます。

しかし、現状では、まちづくり活動に参画する市民が固定化している傾向にあるほか、後継者不足等も課題となってきています。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
市民自ら企画し実践する事業の提案件数	市が支援するため募集する事業に対して、市民自らが提案する事業の件数	20 件	9 件	60.0%

施策の体系



取組内容

第1号 市民

・市民は、「地域力」の源であるという意識を持ち、一人ひとりが持つ「地域力」を高めるため、本市の地域資源について学び、尊重し、郷土愛を育むことに努めます。

第2号 団体

・地域団体や各種団体、ボランティア、非営利団体(NPO)などは、「地域力」を発揮する主たる組織であるという意識を持ち、地域貢献に取り組むとともに、団体を構成する市民の親睦・協働に努め、効果的に「地域力」を発揮できるよう努めます。

第3号 事業者

・事業者は、「地域力」を高める組織であるという意識を持ち、地域貢献に取り組むとともに、市民・団体・事業者自らが持つ「地域力」を産業活動や商業活動など事業者の活動によって、さらに大きな力へと拡大するよう努めます。

第4号 行政

・行政は、「地域力」を結集させるコーディネーターであるという意識を持ち、市民主体のまちづくりが効果的に推進できるよう、本市のあらゆる情報が集まる行政の機能を活かし、市民・団体・事業者が持つ「地域力」を効果的・効率的に結びつけるよう努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、まちづくりの主役であると意識し、それぞれが持つ「地域力」を高め、発揮するよう努力します。

「市民」・・・すべての市民を指します。

＊市民は、次に掲げる「団体」「事業者」「行政」のいずれかにも属しています。

「団体」・・・集落や地区といった地域の団体、子ども会や婦人会・老人会といった各種団体、趣味やサークル等の団体、ボランティア団体、非営利団体（NPO）等を指します。

「事業者」・・・利益を目的とした事業活動を行う企業等の法人や個人経営者等を指します。

「行政」・・・市役所をはじめ、公立学校、警察、消防、公立病院などの公共機関を指します。

序 章 地域力を結集した協働のまちづくりを進めるために

第 1 節 協働のまちづくり

第 2 項 協働

基本方針

本市の特徴を活かし、魅力あるまちづくりを進めるためには、「地域力」を「結集」し、すべての市民が一丸となって取り組むことが重要です。

「地域力」を「結集」するためには、市民・団体・事業者・行政、それぞれが、まちづくり全体の目標や個々の取組みの目的等を共通認識し、パートナーシップによる連携・協力を推進するための体制を整える必要があります。

その体制として、本市では、市民・団体・事業者・行政、それぞれが対等な立場でお互いを理解し、認めあい、責任を共有しながら協力し、「地域力」を「結集」させる「協働のまちづくり」体制を推進します。

また、行政をはじめ、商業関係団体や観光関係団体、広域的な課題に取り組む市民主体に組織された団体等が、市域を越えて、活発に広域連携する機会や環境の整備・充実に努めます。広域連携を推進する上で、定住人口の確保や地域経済の活性化、共同処理を積極的に進め、行政サービスの維持・質の向上を図りながら、様々な政策課題に柔軟、迅速に対応できる新たな広域連携機関の設置に向け検討を進めます。

「地方創生」の動きが加速し、地域が主体となったまちづくりに全国の自治体に取り組む中、それぞれの地域が持つ個性や魅力を活かす上で、「地域力」や「協働」といったキーワードが注目されています。

「地域力」は、まちづくりの原動力となる力のことを意味していますが、その「地域力」も、個々に独立して存在しているだけでは、決して効果的にまちづくりが進むわけではありません。

そこで、個々の「地域力」を「結集」させ、大きな「地域力」とする仕組みとして「協働」が重要となります。

そのためには、これまで進めてきた「協働」の取り組みを継承するだけでなく、様々な課題に市の総力をあげて対応するため、現状、課題及び方向性の共有化を基礎とし、協働して魅力ある小浜市をつくる視点が必要です。

市民・団体・事業者・行政がそれぞれ主体性を持った上で、新たな価値の創出や課題解決に取り組む意識を高めながら、各自の知識や経験を最大限に活かし、多様な分野において円滑に進められる「協働のまちづくり」の仕組みを整備することで、高い実効性を確保します。

現状と課題

「地方創生」の動きが加速し、地域が主体となったまちづくりに全国の自治体に取り組む中、それぞれの地域が持つ個性や魅力を活かす上で、「地域力」や「協働」といったキーワードが注目されています。

「地域力」は、まちづくりの原動力となる力のことを意味していますが、その「地域力」も、個々に独立して存在しているだけでは、決して効果的にまちづくりが進むわけではありません。

そこで、個々の「地域力」を「結集」させ、大きな「地域力」とする仕組みとして「協働」が重要となります。

「協働」においては、まず、参画する市民・団体・事業者・行政、それぞれがお互いの自主性・自立性を尊重し、対等な立場で理解しあうことが必要です。

そして、あらゆる情報を共有し、取り組みの方向性を一致させることが大切です。

また、取り組みに際しては、それぞれの役割に応じて主体的に行動するとともに、協力しあい、その取組成果や責任をも共有することが重要です。

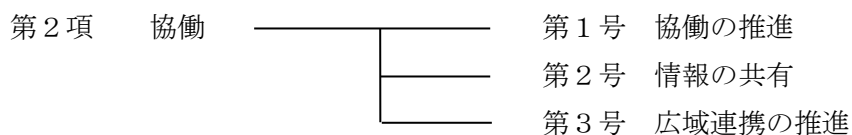
一口に「協働」といっても、その取組みの成否は、参画する市民・団体・事業者・行政の「意識」によるところが最も大きく、円滑かつ効果的に「協働のまちづくり」を推進するための仕組みが必要であり、そのひとつとして、地区まちづくり協議会による「地域協働型まちづくり事業」に取り組んでいます。

まちづくり協議会は、地区単位のまちづくりを推進し、地域をよりよいものにしていくため、地域の課題について住民自ら考え、その解決に向けて取り組む組織であり、区長会や体育協会など、地域で活躍している各種団体や住民が参画することで、地域住民の意見が反映されやすくなるほか、団体間のネットワーク力が高まり、地域の活性化につながることを期待されます。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
市民対話の強化	1年間に地区別懇談会および出前講座を開催した回数	100回	70回	83.3%
地区まちづくり協議会数	地区まちづくり協議会を設立した数	12地区	5地区	—

施策の体系



取組内容

第1号 協働の推進

- ・協働のまちづくりの原動力となる「地域力」を「結集」させるため、各地区に「まちづくり協議会」を設立し、地域課題の解決につながる事業に取り組むなど、「地域協働型まちづくり事業」を推進します。
- ・まちづくり協議会が行う地域づくり活動に対し、地域力を結集させるコーディネーターとして人材の育成や財政支援に取り組みます。また、目的型組織として活動する市民活動団体が、まちづくり協議会と連携できるような環境づくりを推進します。
- ・まちづくり協議会未設立の地区に対して、設置済み地区との交流や研修会を積極的に開催し、まちづくり協議会設立に向けたサポートを行います。
- ・全地区で開催している「市長と語る夢トーク」等を通じ、市民と行政が同じ目線や同じ方向性を持って「協働のまちづくり」を推進します。

第2号 情報の共有

・広報おばま、市公式ホームページ、CATV等、さまざまなメディアを活用し、行政が持つ、まちづくりに関する情報を積極かつ迅速に発信します。

・市民・団体・事業者との直接対話はもとより、インターネットをはじめとするさまざまな媒体の活用、パブリックコメントの実施等により、市民のまちづくりに対する意見や地域の情報等を積極的に収集します。

・市民・団体・事業者・行政、それぞれが持つまちづくりに関する情報を常に共有しあい、有効に活用しあうため、インターネットを利用した情報共有サイトを構築するなど、効率的な仕組みづくりに取り組みます。

第3号 広域連携の推進

・人口減少や財政効率化、行政サービスの維持向上等、広域的に取り組むべき課題等に対し、近隣自治体間の連携のもと、それぞれの地域の特性に応じて役割を分担し、課題の解決に取り組むよう、広域行政組合をはじめとする広域連携機関の強化に努めます。

・近隣自治体と組織する各種協議会等を通じて、魅力的な圏域を形成するための事業に取り組みます。

・行政をはじめ、商業関係団体や観光関係団体、広域的な課題に取り組む市民主体に組織された団体等が、市域を越えて、活発に広域連携する機会や環境の整備・充実に努めます。

・ゼロ・エミッション・エネルギー(※2)を有する地域の特性を活かし、LED照明(※3)や電気自動車等の普及を促進するなど、身近にクリーンなエネルギーが感じられる低炭素社会のモデル地域をめざします。また、福井県・関係機関などと連携しながら、クリーンなエネルギーを活用した農林水産業、工業、情報分野などでの新たな取組みによる地域産業の活性化を推進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、一人ひとりが「地域力」の原動力としての意識を持ち続けるため、まちづくりについて常に関心を持ち、情報収集に努めるとともに、自分にできることを考え、積極的にまちづくり活動に参画するなど、郷土愛を育むことに努めます。

団体は、それぞれの活動情報を広報するとともに、活動に多くの市民が参加するよう努めます。また、他の団体や事業者、行政との「協働」に取り組み、誇りある郷土愛の形成に努めます。

事業者は、自らの産業活動や商業活動を通じて、地域経済循環の基盤形成を図るよう努めるなど、まちづくりに対して自身で取り組めることがないか考えるとともに、市民・団体・行政が行うまちづくり活動に、積極的に協力します。

行政は、地域力を結集させるコーディネーターとしての意識を持ち、市民・団体・事業者が、協働のまちづくりに効果的に取り組めるよう、行政情報やまちづくりに関する情報を提供するとともに、協働の推進体制や活動環境を整備します。

行政は、国が進める「地方創生」に的確に対応するとともに、広域的な視点に立った、協働のまちづくりの推進に努めます。

序章 地域力を結集した協働のまちづくりを進めるために

第2節 行政経営の推進

第1項 行財政改革

基本方針

第5次行財政改革大綱および行政経営プランに基づき、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、市民の視点に立った成果重視の行政経営を推進します。

《第5次行財政改革大綱の基本理念》

“改革の先にある未来へ”

「市民協働による行政経営の推進」

*よりよい未来をめざし、市民協働による行政経営を推進します。

現状と課題

少子・高齢化社会、高度情報化社会等の進展により、市民のニーズはますます多様化・複雑化していく中で、公共施設の整備や社会保障経費の増加などにより、今後も本市の財政は非常に厳しい状況が続くと予想されます。

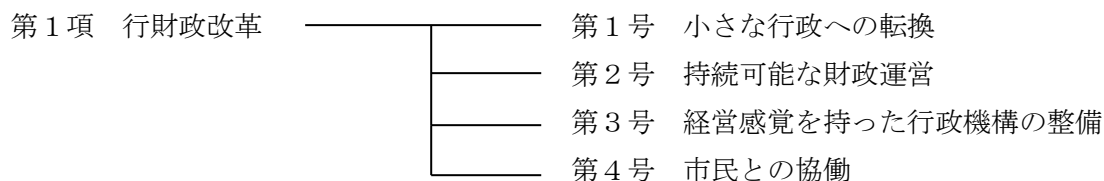
こうした中であっても、人口減少問題への対策をはじめ、直面する重要課題に的確に対応し、真に必要な行政サービスを提供していくためには、引き続き積極的な行財政改革に取り組むことが必要です。

公共施設等総合管理計画に基づいた、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画的に進めていくことにより、限られた行政経営資源（人、物、財源、情報、時間）を最大限に活用し、市民の視点に立った成果重視の行政の確立を図り、市民満足度のさらなる向上をめざします。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
財政調整基金残高	税金の大幅な減少や災害等による思わぬ支出増加に備えた基金の残高	8.9億円	14.9億円	124.2%
経常収支比率	財政の柔軟性を表すものであり、一般財源（何にでも使えるお金）のうち、経常的経費（人件費等、支払うことが決まっているお金）の割合 (H21年度全国平均：91.8%)	97.0%	97.4%	94.3%

施策の体系



取組内容

第1号 小さな行政への転換

- ・行政の役割を明確にするとともに、徹底したスリム化を図り、小さな行政への転換を推進します。
- ・民間企業等のノウハウを活用し、行政サービスの向上やコスト削減を図るため、事務事業の民間委託や施設への指定管理者制度の導入等を推進します。
- ・施設の充実や効率的な活用を図るため、統合や有効活用を推進します。特に、地域コミュニティの中核である学校の統合後の施設や跡地の活用については、学校が地域に果たした役割を認識し、地域の将来的展望も踏まえた上で有効活用を図ります。

第2号 持続可能な財政運営

- ・長期的視野に立ち、財政調整基金残高、経常収支比率等の財政指標の健全化を図り持続可能な財政運営を推進します。
- ・限られた財源を効率的かつ効果的に配分するとともに、計画的な財政運営を図るため、中期財政計画に基づいた適正な運営を推進します。
- ・税収等の自主財源を確保するため、徴収体制の強化や新たな自主財源確保の方策を推進・検討します。
- ・市民負担の公平性の観点から、市民への説明を十分に行い、受益と負担の適正化を図ります。また、定期的に見直します。

第3号 経営感覚を持った行政機構の整備

- ・多様化する市民のニーズを的確にとらえ、真に必要な行政サービスを提供していくためには、これまで以上に政策形成能力が必要です。このため、職員のさらなる意識改革や人材育成に取り組むとともに、効果的で効率的な執行体制を確立し、経営感覚を持ち、財政資源と人的資源の「選択と集中」により、積極的な地域活性化が促進できる行政機構を整備します。

第4号 市民との協働

- ・市民主体のまちづくりを推進するため、積極的な情報発信・情報収集に努めます。
- ・市民・団体・事業者・行政、それぞれの特性に応じた役割と責任を分担することにより信頼関係を築き、市民との協働を推進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、市政に常に関心を持ち、自分たちの住むまちを自分たちで良くしていくという、まちづくりへの参画意識を向上し、それぞれの特性に応じた役割と責任の分担に努めます。

行政は、市民の視点に立った成果重視の行政経営を推進することにより、市民との信頼関係の構築に努めます。

行政は、「第5次行財政改革大綱」および「行政経営プラン」に基づき、各種の取組みを推進していきます。

第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第1節 学校教育の充実

第1項 幼児教育

基本方針

適正なカリキュラムによる幼児教育を進めるとともに、保護者のニーズにあった就学前教育を充実します。

幼児期における家庭教育は重要であることから、情報発信や相談の機会等を充実させるなど支援体制を強化します。

現状と課題

幼児期の教育は、幼稚園・保育園・家庭を通じて、大人の手を借りながら自分の身の回りのことを自分でしようとする心と態度の基礎を育てるとともに、同年齢の友達の中でさまざまな人間関係を体験することにより、望ましい社会性を育む基礎を形成することが重要です。

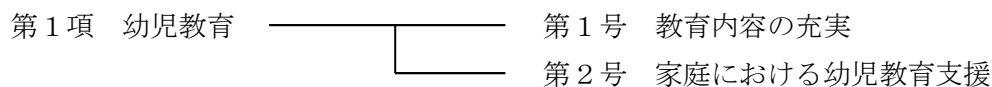
しかしながら、幼児期は家庭における子育ての重要な時期であるにもかかわらず、核家族化や親の多忙化、共働き家庭の増加等により、育児に必要な保護者の関わりや地域との連携、情報交換等が十分に活かされているとはいえない状況です。

このようなことから、加速する少子化傾向や生活環境の変化に対応した家庭教育を充実させるとともに、幼稚園・保育園においては、多様な保護者のニーズに対応した教育効果の高い統一されたカリキュラムに基づく幼児教育と情報化社会に適応した教材を充実させる必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
幼児教育の充実に対する満足度	保護者アンケートにおいて幼児教育に対して「満足」「まあ満足」と回答した人の割合	80.0%	—	—
認定こども園の開設	小浜幼稚園と小浜第一保育園を対象	—	1園	100%

施策の体系



取組内容

第1号 教育内容の充実

- ・幼稚園、保育園の一元化に向けてカリキュラムを作成するとともに、幼児一人ひとりの個性に応じた教育を推進します。
- ・幼稚園教諭と保育士が幼児教育について情報交換するなど、職員の資質向上に向けた研修を行います。
- ・情報化社会に対応した情報機器を導入するなど、教材の充実を図ります。
- ・幼稚園経営においても、地域・保護者等の声を教育の現場に反映させるため、学校評議員制度を導入します。
- ・適切な就学を図るため、就学指定時に市、学校および特別支援学校と連携し、特別支援教育を充実します。

第2号 家庭における幼児教育支援

- ・幼児教育に関する悩みごと相談や保護者間の情報交換、交流活動、講演会の開催等を通じて保護者の役割と責任について認識を深め、家庭における教育力の向上に努めます。
- ・家庭における幼児教育の充実を図るため、父親が幼児期の子育てについて母親と協力し、その役割を果たすことが重要であり、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに取り組みます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、幼児期における父母との関わりの重要性を認識し、育児相談や情報交換等を通じて家庭教育の充実に努めます。

事業者は、労働時間の短縮や育児休業が取得しやすい環境づくりに努めます。

行政は、保護者が気軽に幼児教育に関する相談や情報交換等ができる環境づくりに取り組むとともに、市民・地域の声を教育現場に取り入れることにより、時代のニーズに合った幼児教育を行います。

第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第1節 学校教育の充実

第2項 学校教育

基本方針

小中学校においては、児童生徒が、「学校へ行くのが楽しい」、「授業がわかる」と感じる魅力ある学校づくりをめざします。

高度情報化、国際化の進展など、時代に応じた教育を進めるとともに、ふるさと教育の重要性を認識し、郷土に対する誇りや愛着を深める学習を推進します。

小中学校児童生徒の安全・安心を確保するため、施設における非構造部材の耐震化を図るなど施設の充実を図ります。

適正な学校規模や近年の教育ニーズに合致した校舎を建設するなど、教育環境の整備を図るため、地域住民の意向を尊重する中で4校試案(※1)を基本に学校統合再編を進めます。

特別支援教育については、対象児童生徒および保護者のニーズに的確に対応するため、相談体制の充実および幼稚園・小学校・中学校の連携を図ります。

小中学校の教育活動を充実させるため、高校・大学等との連携を図ります。

(※1) 4校試案

平成16年の「小浜市教育施設等研究委員会」の答申に沿って、将来の児童数を想定し、適正な学校規模(12クラス)により小学校を再編統合した結果、4校体制となった試案のこと。

現状と課題

新しい時代を生き抜くためには、「自ら考え、自ら解決していく力」を持った児童生徒を育成していく必要があります。そのためには、児童生徒主体の話合い学習を中心とした「子どもが自ら学ぼうとする授業」の実現を通して、確かな学力と課題解決のための思考力・判断力、さらには主体的な学習態度を育てることが大切です。

小中学校の校舎、体育館については、計画的に整備を図っていく必要があります。

少子化等による児童生徒の減少により、小人数の学校・学級が増加し、多様な意見をすり合わせて課題を解決したり、学習を深めたりすることや社会性を育成したりすることが難しくなっています。このため適正な学校規模・クラスを堅持する学校統合をすすめていく必要があります。

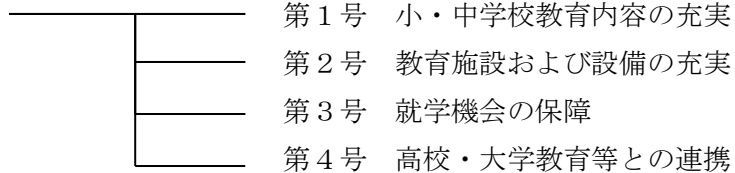
特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、健やかに育むため、行政・特別支援学校・家庭の連携強化を図り、きめ細かい対応が必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
義務教育の充実に対する満足度	保護者アンケートにおいて学校教育に対して「満足」「まあ満足」と回答した人の割合	80.0%	—	—
小中学校耐震化率	市内小中学校の耐震化率 (H 2 1 年 4 月 1 日現在の 全国平均 67.0%)	100%	100%	100%
小中学校数	統合後の小中学校数	11 校	14 校	100%

施策の体系

第 2 項 学校教育



第 1 号 小・中学校教育内容の充実

第 2 号 教育施設および設備の充実

第 3 号 就学機会の保障

第 4 号 高校・大学教育等との連携

取組内容

第 1 号 小・中学校教育内容の充実

- ・新しい時代に積極的に対応できる、心身共に健康で、より良い未来を創造しようとする人材を育成します。
- ・授業力の向上に努め、児童生徒主体の話し合い学習を中心とした「子どもが自ら学ぼうとする授業」を通して、確かな学力と学ぶ意欲の育成を図ります。
- ・地域の自然環境を活かした活動を取り入れ、気力・体力の向上を図ります。
- ・月 1 回の「食事づくり」に取り組み、生活の自立を図ります。
- ・倫理観や規範意識、人権意識の高揚をめざした道徳教育・人権教育の実施や、先人の生き方に触れる教育活動を通して、人としての生き方を考えさせる教育を推進します。
- ・地域の特色を活かした、自主的、自立的な学校経営に努めるとともに、歴史・偉人・食・環境等を扱うふるさと教育の充実を図り、郷土に誇りを持ち、愛する心を育む教育を推進します。
- ・地域を題材にした学習やクラブ活動をより魅力のある充実したものとするため、専門的な知識、技術を有する地域住民等を外部講師として導入します。
- ・高度情報化、国際化の進展の中で、時代に応じた教育を進めます。
- ・進学、就学などにおいて、児童生徒一人ひとりのニーズに合わせたキャリア教育(※2)を充実します。

(※2) キャリア教育

自己理解を深め、自己の適性を認識するとともに、今後直面すると思われるさまざまな課題に向き合い、社会人・職業人として自立していくことができる資質や、しっかりとした勤労観、職業観を身につけ、主体的に自分の進路を選定・決定できる能力を育てる教育のこと。

第2号 教育施設および設備の充実

- ・施設の耐震化工事については、「小浜市小中学校施設耐震化計画」に基づき、平成26年度に完了しました。今後は、施設における非構造部材の耐震化について計画的に取り組みます。
- ・学校統合再編については、21世紀の学びにふさわしい校舎を提供するために、また、子どもたちに適正な数の集団の中で切磋琢磨しながら、社会性や質の高い学力を体得させるため、東部4地区（遠敷・松永・宮川・国富）を統合した小浜美郷小学校の早期完成に取り組みます。
- ・情報化社会の進展に対応するため、コンピューターの整備および更新等、教育機器の整備に努めます。
- ・良好な学習環境を整えるため、図書の拡充等、教材教具を計画的に整備します。

第3号 就学機会の保障

- ・学校と家庭との連携を強化し、教育相談機能の充実を図ります。
- ・不登校やいじめなどの問題に対応するため、教職員のカウンセリング体制の充実強化および専門員の設置等に取り組みます。
- ・児童生徒の就学機会を保障するため、教育費の一部支援を拡充します。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒には、個別の教育支援計画を策定するとともに、学校生活支援員を配置するなど、特別支援教育を充実します。
- ・ふれあいスクールにおける、不登校児童生徒に対する指導・相談活動等を充実させるなど、機能を強化します。
- ・学校生活全般において、児童生徒の安全指導や安全管理の充実、強化に努めます。

第4号 高校・大学教育等との連携

- ・小中学校の教育活動を充実させるため、高校・大学等との連携を促進します。
- ・教員の交流等による資質・指導力の向上、試験研究機関等との連携強化を図ることにより、地域に根ざした特色と魅力のある教育を展開します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、学校の授業公開日の参観や登下校の見守り隊員として、また外部講師として学校活動に積極的に関わるよう努めます。また、PTA活動や地域学校協議会等を活用し、保護者や地域の声を教育現場に反映させることにより、地域や社会に開かれた学校づくりに参画します。

事業者は、学校との連携を図り、外部講師やキャリア教育等において、事業者自身が持つ資源を活かした、ふるさと教育への参画などを通じて、児童生徒の育成に寄与します。

行政は、ホームページ・広報紙等に教育方針や学校の運営方針等を掲載するなど、積極的な情報公開に努め、市民・団体・事業者に対して学校教育の理解・浸透を図ります。

学校は、教員の授業力の向上に努めるとともに、年間を通じて授業参観の機会を増やします。また、市民・団体・事業者が持つ資源（知識・技術等）を活かすことにより、児童生徒にとって学習がより充実し、学校をより身近に感じるような魅力ある学校づくりを展開します。さらには、魅力ある学校づくりを展開することにより、学校が地域を活性化する総合的な取り組みを推進します。

第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第2節 社会教育の充実

第1項 社会教育

基本方針

高校生や大学生といった若い世代が積極的に地域づくりに参加できる環境を整えるとともに、移住者を含めたすべての市民が夢と誇りを持ち、豊かでいきいきと暮らせるよう、地域住民との協働による社会教育の充実をめざします。

生涯学習活動の拠点となる公民館については、コミュニティ機能を充実させ、住民相互の交流を通じて環境・自然・伝統行事など、地域特性を生かしたまちづくりの活動を推進していきます。

地域においては、恵まれた地域資源を有効活用し、地域社会に根ざした事業の充実を図るとともに、地域住民が持つ豊かな経験や知識・技術を活かせる場を創造します。

また、まちづくりに積極的に参画する社会教育団体をはじめ、市民活動団体を育成するため、市民意識の醸成に努めるとともに、各種団体相互のネットワークの強化と、それぞれの団体における自主管理運営を促進するため、講座の開催等を通じて団体・地域をリードする指導者の人材育成を図ります。

現状と課題

近年は高齢化や核家族化、高度情報化が進展するなど、社会情勢や生活環境の変化に伴い、市民の学習ニーズ・地域課題も多様化しています。加えて、家庭・高齢者・青少年の健全育成など、市民が抱える問題も多様化・複雑化しています。

市民一人ひとりが家庭や地域社会での役割と責任を認識し、相互に連携して、地域を取り巻く諸問題の解決に取り組むことが必要です。

これらに対応するため、地域課題等の解決に向けた学習機会を充実させることが重要です。また、市民による主体的な活動を促進・支援する環境づくりや仕組みづくりがより一層重要となっています。

さまざまな活動を展開している市民活動団体においては、相互に運営の情報交換を行っていますが、ネットワークの強化と組織の拡大を図るための支援が必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
学級・講座の開催	各公民館で開催した各種学級・講座や出前講座の1年間の受講者数	3,000人	3,021人	68.7%

施策の体系



取組内容

第1号 生涯学習の推進

- ・地域住民と協働して、地域課題や住民のニーズに対応した各種講座・教室を開催します。
- ・大学や民間団体と連携・協力し、学習機会の充実と情報提供に努めます。
- ・地域の自然・歴史・文化などについて知識を深め大切にすることにより、郷土愛を育みます。
- ・地域の人材が持つ技能や経験を活かし、地域の活性化を促進するとともに、新たな人材の掘り起こし等、持続的な地域の発展をめざします。

第2号 活動拠点の充実

- ・生涯学習や地域づくり活動の拠点となる公民館については、建築経過年数とともに老朽化が進んでいるため、計画的な補修や、耐震診断結果に基づく補強工事を行うなど、施設環境を整えます。
- ・特に老朽化が進んでいる公民館については、改築移転等も含めた整備を検討します。
- ・公民館職員の資質の向上を図り、地域課題等を解決するための活動を促進・支援します。

第3号 青少年の健全育成

- ・青少年の地域との関わりを深め、家庭・地域・学校と連携した青少年健全育成活動を推進します。
- ・各教育機関、諸団体との連携のもと、研修会などにより家庭教育を充実します。
- ・青少年愛護センター補導員による街頭補導の実施や有害情報の追放など、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。
- ・インターネット上での犯罪や有害情報、いじめ問題などを踏まえ、情報モラルや過度な使用による健康への影響を理解する活動を推進します。

第4号 地域づくりの推進

- ・地域づくりにおいては、地域住民全員が参加するよう努めます。特に、高校生や大学生など、青少年の地域づくりへの積極的な参加を促進します。
- ・公民館を拠点として、環境・自然・伝統行事など、地域特性を活かしたまちづくりを推進し、地域の活性化を図ります。
- ・地域住民が集う拠点施設として公民館のコミュニティ機能を充実します。
- ・地域をリードする社会教育団体の育成を図ります。

第5号 人材の育成および組織の強化

- ・市民・団体・事業者による社会貢献活動実施のため、団体・地域をリードする指導者の人材確保ならびに育成を図り、協働のまちづくりを推進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、家庭や地域社会での役割と責任を認識し、互いに協力しあいながら生涯学習活動に努めます。また、自ら企画立案に参画し生涯学習活動を実践します。

地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備に努めます。

事業者は、積極的に社会貢献活動に参加するとともに、互いの連携を図り、住みよいまちづくりに努めます。

市民・団体・事業者は、地域資源を活かしたまちづくりをめざして、地域課題を見つけ出し、諸問題の解決に取り組みます。

行政は、市民・団体・事業者と連携し、協働できる環境づくり、公民館を拠点としたコミュニティの活性化を図ります。

第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第2節 社会教育の充実

第2項 人権

基本方針

まちづくりを進めるには、「地域力」の源となるすべての市民が、不当な差別を受けず、また、人権を侵害されることなく、幸せに暮らしていけることが大切です。

さまざまな人権問題に関する学習を通じて、市民一人ひとりが正しい知識を持ち、お互いの尊厳と権利を認め、尊重しあえるまちをめざします。

現状と課題

私たちの周囲には、生まれや性別、社会的身分などに対する不当な差別、子どもや高齢者に対する虐待、障がいのある人や外国人に対する偏見、拉致など、さまざまな人権問題があります。

また近年は、インターネットを悪用し他人を誹謗中傷したり、差別を助長する表現を書き込む人権侵害や、性的志向を理由とする偏見や差別なども新たな人権問題とさらには拉致被害者や犯罪被害者の人権も課題となっています。

人権が尊重される心豊かな明るい社会を実現するため、市民一人ひとりが人権意識を高めていく必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
人権教育啓発活動への参加者数	市が主催する人権啓発活動への参加人数	1,000人	—	—

施策の体系

第2項 人権 ————— 第1号 人権尊重の社会づくりの推進

取組内容

第1号 人権尊重の社会づくりの推進

- ・市民の人権問題に対する正しい理解と人権意識の啓発を図るため、講演会や研修会等を実施します。
- ・人権擁護委員による人権相談等の活動を支援します。
- ・市内企業や事業者における人権教育の積極的な推進に努めます。
- ・セクシャルハラスメントやパワーハラスメントに関する講演会や研修会を開催し、意識の啓発に努めます。
- ・未帰国の拉致被害者の早期帰国、特定失踪者の真相究明等、全面的な拉致問題の解決に向けた取組みを行うとともに、拉致被害者・拉致被害者家族・特定失踪者に対する支援を継続します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、家庭・地域・職場においてお互いの立場を理解し、尊重しあえる環境づくりに努めます。

団体・事業者は、さまざまな事業を通して、人権尊重の意識や心の豊かさを育てます。

行政は、研修会や講演会の開催等を通じて、市民一人ひとりの人権意識の向上に努め、差別のない明るい地域づくりを推進します。

第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第2節 社会教育の充実

第3項 競技スポーツ

基本方針

競技スポーツの振興は、市民の健康を増進し、健全な精神を育成する上で、たいへん効果的な取り組みです。

市民一人ひとりが気軽に競技スポーツに取り組めるよう受け入れ体制を整え、競技人口の拡大をめざします。

また、競技能力を向上させるため、指導者をはじめとする人材育成に努めます。

練習や大会等の開催場所となる市内のスポーツ施設については、危険箇所の修繕を最優先として取り組むとともに、市民のニーズに応じたリニューアルを計画的に進めます。

現状と課題

競技者は、主に学校や企業内クラブ活動、スポーツサークルなどの活動により育成されています。

市民が気軽に競技スポーツに取り組める受け入れ体制を整備し、競技人口を拡大することが必要です。

競技能力の向上において、指導者の役割は極めて大きく、その人材育成・確保は容易ではないことから、競技スポーツを振興する上で最大の課題となっています。

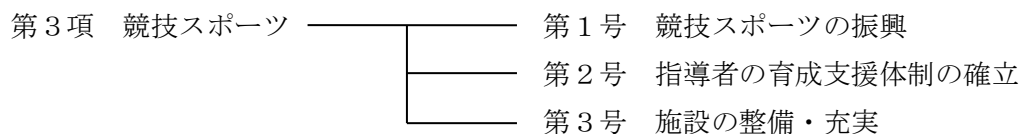
また、練習や大会の開催場所となる市内のスポーツ施設は、老朽化による危険箇所が見られ、修繕が必要となっています。

近代スポーツに対応し、市民の取組意欲や競技能力を高めるためには、施設のリニューアルを計画的に実施する必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
国体選手・指導者の出場者数	国体等の全国大会に出場する選手・指導者の人数	50人	30人	60.0%
小浜市スポーツ施設の利用者数	市民体育館・総合運動場・温水プールを利用する1年間の人数	200,000人	174,646人	87.3%
小浜市スポーツ教室参加者数	テニス、弓道、バトミントン、ベリービクスの教室に参加する1年間の人数	200人	109人	54.5%

施策の体系



取組内容

第1号 競技スポーツの振興

- ・学校教育におけるクラブ活動や企業内クラブ活動等を支援することにより、競技スポーツの振興と強化を図ります。
- ・競技スポーツの振興発展のために、選手採用やクラブ誘致に向けた連絡会等の組織を設置します。
- ・ハイレベルな競技スポーツ大会である国体が、福井県で開催されることにより、競技スポーツへの理解や賛同を促し、市全体の競技スポーツの振興を図ります。
- ・誰もが平等に競技スポーツに接する機会を得るために、障がい者対応スポーツの振興と環境づくりに努めます。

第2号 指導者の育成支援体制の確立

- ・競技能力の向上において、指導者の役割は極めて大きいことから、講習会等を積極的に開催するなど、人材の育成に努めます。
- ・指導者等の人材育成においては、民間による新たな育成体制の構築に努めます。
- ・スポーツ活動が活発な企業やクラブの誘致に取り組みます。

第3号 施設の整備・充実

- ・安全に競技スポーツ活動に取り組めるよう、既存施設の管理体制を充実します。
- ・福井国体が開催されるにあたり、小浜市が競技会場となる体育施設の改修を計画的に進めます。
- ・学校体育施設を広く一般に開放することにより、地域における競技スポーツの振興を図ります。
- ・大学や企業のスポーツクラブの合宿場所としての環境づくりや誘致に取り組みます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、競技スポーツに関心を持つとともに、それぞれの経験を活かして指導者となるなど、競技者の育成に努めます。

団体・事業者は、競技スポーツの振興や競技者および指導者等の育成を支援します。

行政は、競技スポーツ施設を整備するとともに、競技スポーツの振興に努めます。

第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第3節 男女共同参画社会の実現

第1項 男女共同参画

基本方針

「小浜市男女共同参画基本計画」に基づき、施策を着実に実施し、性別による固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、女性の積極的な社会参画を促進する環境づくりを進め、性別にかかわらず、市民一人ひとりが個性と能力を發揮し、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会をめざします。

現状と課題

平成14年に「小浜市男女共同参画推進条例」を制定し、その条例を実効あるものにするため「小浜市男女共同参画基本計画」を策定しました。その計画に基づき施策を実施し、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。しかし、性別による固定的な役割分担意識や慣習がまだ根強く残っています。

男女が共に社会に参画し、個性と能力を十分に發揮できる社会の実現をめざし、引き続き意識の改革に取り組む必要があります。

また、仕事や家庭生活・地域生活など、社会のあらゆる分野の活動に男女が共に参画し、活躍していくため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できる環境の整備に努めていく必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
女性の参画率	市の審議会・委員会などでの女性の参画率 (H22年4月1日現在の 全国市区町村平均26.6%)	40.0%	28.3%	70.6%

施策の体系

第1項 男女共同参画

第1号 男女共同参画社会の推進

取組内容

第1号 男女共同参画社会の推進

- ・男女共同参画社会の実現に向け、引き続き意識改革に努めます。
- ・家庭・地域・職場における男女共同参画社会のための基盤を整備します。
- ・女性の積極的な社会参画を促進する環境づくりを推進します。
- ・DV相談支援体制を充実します。
- ・生涯を通じた男女の健康づくりを推進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、あらゆる分野の活動に男女が共に参画する機会を確保し、性別による役割分担意識の改善に努めます。

団体・事業者は、男女共同参画の促進に関する対策を積極的に推進します。

行政は、市民・事業者・関係機関との連携を図りながら、実効性のある施策を推進します。

第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第4節 生涯食育の推進

第1項 生涯食育

基本方針

本市は御食国^{みけつくに}の歴史に基づき「食のまちづくり」に取り組み、全国初の食をテーマにした「食のまちづくり条例」を制定しました。特に、人づくりの観点から、食育を重要な施策として位置づけ、その推進に努めてきました。その中で構築された本市独自の食育観(※1)や「生涯食育(※2)」の概念、それらを市民・団体・事業者との協働により推進していく仕組みや、幼児の料理教室「キッズ・キッチン」など特色ある事業のノウハウは、本市の貴重な知的財産です。

今後も、「小浜市元気食育推進計画」に基づき生涯食育の推進に努め、「食育文化都市」として、すべての世代が健康で文化的な生活を送るとともに、食を通じて、伝承料理をはじめ、食と結びついた地域文化の継承・発展を図ります。また、市民自らがこれに誇りを持ち「食のまち」としてさらなる特色の創出や発展につながることをめざします。

(※1) 食育観

一般的に、食育は健康や栄養という観点だけでとらえられがちだが、本市では食育体験学習を通して、人や環境を大切に^{かいはん}する心、生命を尊び育む心、敬虔な心、感謝の心等を育むなど、人づくりの観点も重要視していること。

(※2) 生涯食育

人は命を受けた瞬間から老いていくまで生涯、食によって育まれると考え、すべての年齢層を対象に事業を実施すること。

現状と課題

生涯食育は、平成23年度に策定した「小浜市元気食育推進計画」に基づき、産学公民が連携し、推進しています。

食文化館においては、キッズ☆サポーターやグループマーメイドによる「キッズ・キッチン」「ジュニア・キッチン」「季節の調理体験」等、多彩な料理教室を開催しています。また、学校教育においては、全校での教育ファームの実施や校区内型地場産学校給食を実施するなど、市民・団体に支えられた活発な活動が定着しています。

今後は、必要に応じて事業の効果を測定・検証し、「小浜市元気食育推進計画」を見直していきます。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
食育に関心を持ち、その重要性を認識している割合	食育に関心を持ち、重要性を認知している市民の割合	100%	97.4%	97.4%
食育活動へ参加する市民ボランティアの割合	食文化館や小中学校および公民館等で実施する食育活動に協力する市民の割合	60.0%	6.1%	12.2%

※実績値については平成22年度に実施した市民アンケート結果を用いています。

施策の体系

第1項 生涯食育 ————— 第1号 生涯食育の推進

取組内容

第1号 生涯食育の推進

- ・「小浜市食育推進計画」に基づき、市民のライフステージに合わせた生涯食育事業を実施します。
- ・全就学前児、全小中学生に対して、「キッズ・キッチン」や「ジュニア・キッチン」などの料理教室を開催し、食への関心を促すとともに、命の大切さや感謝する気持ちを体得し、健やかな人間性を育みます。
- ・男性料理教室や医師の講義と調理実習を組み合わせた事業など、地域力を最大限に生かした多様な料理教室や「元気食生活実践ガイド」を用いた講習会を開催し、地産地消の大切さや健康的な食生活についての意識啓発、知識の習得、技術の向上を図ります。
- ・郷土料理教室などを開催し、各地区の特色ある食文化の継承を図ります。
- ・保育園や小中学校などにおいて農林水産業体験や校区内型地場産学校給食などの食育活動を通して、子どもたちの地域の産業に対する理解や、郷土愛を育みます。
- ・医療機関と連携した各種健診や健康に関する教室においては、市民の健康と食生活のつながりに関したきめ細かな指導やアドバイスを行います。
- ・市内でとれた新鮮でおいしい農水産物を使った学校給食を提供することにより、地産地消を推進します。
- ・学校給食やキッズ・キッチンなどを通じて箸の正しい使い方の普及を図り、食のマナー向上、若狭塗箸の産地としてのPR、知名度の向上に努めます。
- ・「元気食生活推進ガイド」を用いた講習会を開催し、市民の選食力、フードリテラシーの向上に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、各食育事業に対し、単に参加するだけでなく、主体的に運営にも取り組みます。

行政は、生涯食育の担い手として市民・団体等を継続的に育成し、市民運動としての食育の定着を図ります。

事業者・行政は、多様な観光客のニーズをとらえ、食育と観光を結びつけた取組みに努めます。

第1章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第5節 伝統と文化の継承と創造

第1項 市民文化

基本方針

文化・芸術への取組みは、心の豊かな市民を育て、充実した生活を送るために欠かすことのできない活動です。

すべての市民が、文化・芸術活動やその鑑賞に、生きがいを持って取り組めるよう、その活動を支援し、また、さまざまな文化・芸術活動情報の収集と発信に努めるとともに、文化交流の拡大を図るための活動環境を整えます。

現状と課題

時代の流れとともに、さまざまな文化・芸術活動が生まれ、個人それぞれの趣味やライフスタイルに応じて、その活動が活発に展開されています。

本市においても、市民が主体となった文化・芸術団体が数多くあり、それぞれが日頃の活動や作品等の発表に、積極的に取り組んでいます。

中でも、市民のボランティア活動として「文芸おばま」が組織されており、文化会館を中心とした文化振興事業を担う運営体制を確立し、年間8回程度の舞台芸術公演等を開催しています。

また、市民文化団体の連合組織である「小浜市文化協会」は、市美術展や総合文化祭などの文化事業を開催しており、多くの市民に文化・芸術に触れる機会を提供しています。

こうした活動機会や情報をすべての市民に提供し、文化・芸術活動に取り組む市民を増やすとともに、それぞれが刺激しあい、高めあいながら、本市の文化・芸術レベルを向上させていくことが必要です。

また、活動の拠点施設となる文化会館や各地区公民館等は、老朽化が著しいため、施設の修繕や機器の更新が必要となっています。

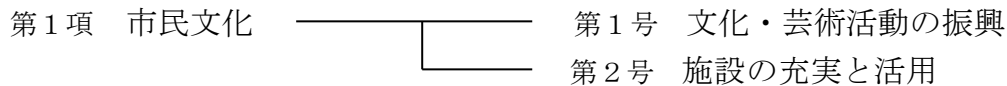
市立図書館については、近くに福井県立図書館があり、現在は、県立とほぼ同じ運営をしているため、利用者数・貸出冊数ともに伸び悩み傾向にあります。

このため、中心市街地にあるという立地特性、児童フロアが独立している建物構造、また、「酒井家文庫」等、多数の貴重な歴史史料等を活かした、市立ならではの運営が必要となっています。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
文化会館施設・機器の整備	老朽化した施設・機器の整備を図ります。	空調設備改修 館内トイレリフレッシュ工 事	照明システム 改修、エレベーター改修	
市立図書館の貸出冊数 (個人)	市立図書館で個人に貸し出した1年間の冊数	100,000 冊	78,000 冊	97.5%
市立図書館の貸出冊数 (団体)	市立図書館で保育園・小学校等、団体に貸し出した1年間の冊数	10,000 冊	10,500 冊	116.7%

施策の体系



取組内容

<p>第1号 文化・芸術活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつて大衆娯楽の拠点であった旭座の復原を行い、上方落語協会をはじめとする関係団体との新たな連携により文化・芸術活動の創造を推進するとともに、文化交流の拡大を図ります。 ・文化・芸術活動に関する情報の収集と発信に努め、文化・芸術活動に取り組む市民の増加を図ります。 ・「文芸おばま」や「小浜市文化協会」等の事業や組織運営に対して助言や指導・支援を行い、活動の充実に努め、文化・芸術活動の振興を図ります。 <p>第2号 施設の充実と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動場所となる文化会館や各地区公民館等については、老朽化した施設・機器の整備を計画的に実施します。また、施設のバリアフリー化を進めます。 ・文化会館の大ホールについては、ホール機能を活用するため、舞台機器の操作技術力の維持・向上等に努めます。 ・図書館の蔵書充実と、福井県立図書館を中心とした県内図書館とのネットワーク化によるサービスを充実します。 ・保育園・小学校等への団体貸し出しを拡充します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、文化・芸術活動に親しむとともに、自らも取り組むように努めます。

団体・事業者は、文化・芸術事業を開催するとともに、組織の運営体制の充実に努めます。

行政は、市民・団体・事業者と連携し、市民文化の創造に努めます。

第 1 章 夢と誇りあふれる人を育むまちをめざして

第 5 節 伝統と文化の継承と創造

第 2 項 文化財

基本方針

平成 27 年に認定された日本遺産の構成遺産をはじめ、本市に現存する数多くの貴重な文化財について、歴史的背景を踏まえて検証することにより、その価値を理解し、認識を深め、後世に伝えるため保護・保存に努めます。

文化財を広く一般に公開し、市民の文化財に対する意識の醸成を図ります。

市民との協働により、文化財を活かした魅力的で小浜らしいまちづくりを推進します。

現状と課題

本市は、文化庁の日本遺産認定が示すとおり、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・史跡名勝天然記念物・埋蔵文化財・伝統的建造物群など、歴史的文化遺産が数多く残されている、全国有数の文化都市です。

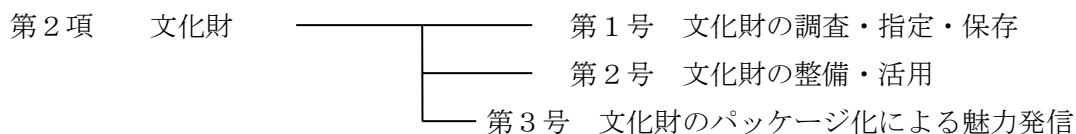
これまで、文化財の保存修理や、埋蔵文化財の発掘調査、歴史的建造物の修理事業など、文化財の保護・保存に取り組むとともに、本市に関連する史料の収集・保存に努めてきました。また、郷土の偉人顕彰や歴史遺産の復元について、各種団体との連携により広く啓発に努めてきました。

今後は、これまで取り組んできた個々の文化財保護から、まちの駅に移築復原される旭座や小浜西組重要伝統的建造物群保存地区など、観光やまちづくりと関連した面的な保存・整備を図るとともに、積極的な公開活用にも取り組むことが必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 27 実績値	
		H 32	数値	達成率
指定文化財数	国・県・市指定文化財の総数	261 件	251 件	100%
文化財の公開件数	通常は非公開となっている文化財の 1 年間の公開件数	11 件	6 件	100%

施策の体系



取組内容

第1号 文化財の調査・指定・保存

- ・未指定文化財の詳細調査を継続し、指定に向けた取組みを進め、恒久的な保護・保存に努めます。
- ・有形文化財の保存・修理に努めるとともに、埋蔵文化財の発掘調査に取り組みます。
- ・重要文化財建造物等、有形文化財の防災設備等を充実します。
- ・地域に伝わる年中行事や風習など、無形民俗文化財の保存・伝承に努めます。
- ・自然環境の変化により失われつつある天然記念物等の保護・増殖に努めます。

第2号 文化財の整備・活用

- ・多種多様の文化財をストーリー性のもと文化財群として分類し、保存活用するために策定した「小浜市若狭町歴史文化基本構想」に基づき、文化財の保存活用に努めます。
- ・重要伝統的建造物群保存地区の町並みの景観を守るため、修理・修景に努めるとともに、防災体制を整えるなど、地区内の環境整備を図ります。
- ・史跡の整備に取り組み、史跡公園化による市民の憩いの場としての活用を図ります。
- ・「酒井家文庫」の保存や「若狭国太良荘史料集成」の刊行など、歴史史料の保存と活用に努めます。
- ・歴史や文化の保存・活用に取り組んでいる市民団体等を主体に、歴史的遺産を活かしたまちづくりに取り組みます。

第3号 文化財のパッケージ化による魅力発信

- ・日本遺産に認定された構成遺産群として、市内に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、若狭地域全体、滋賀県、京都府と連携しながら、日本遺産としての魅力を発信することにより、観光交流、地域活性化につなげます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、文化財に誇りと愛着を持ち、貴重な財産であることを自覚し、保護・保存に努めます。

文化財の所有者や関係者は、文化財の保存に努め、広く市民に公開します。

団体は、市民活動の主体となり、郷土の文化と歴史を後世に伝える活動に積極的に取り組みます。

行政は、文化財の調査・指定・保存を図り、その活用に努めます。

市民・団体・事業者・行政は、失われつつある文化財に対してさまざまな方面から保護・保存に努め、その活用を図ることにより、歴史と文化の香り高いまちづくりにつなげていきます。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第1節 健康づくりの推進

第1項 保健

基本方針

まちづくりは人づくりから、人づくりは健康づくりから始まります。

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、疾病予防を心がけ、心身共にいきいきとし、健康的な生活ができるまちをめざします。

各種健康診査を受診することの必要性を啓発するとともに、健診事業・保健事業等の充実を図り、市民の健康づくりを推進します。

妊娠・出産・子育ての段階にある母子への健康支援を行います。

健康で長生きできることをめざし、市民の自主的な健康づくりを支援します。

現状と課題

医療技術の進歩や保健・医療体制の整備、生活環境の向上等により、平均寿命は伸びていますが、食生活の変化や運動不足、ストレス等により生活習慣病が増加するなど、健康づくりに関する課題も変化し、多様化しています。

健康づくりは、いつでも、どこでも、誰もが気軽に取り組むことができ、継続することが大切です。そうすることで、健康寿命の延伸にも一定の効果を得ることができます。

市民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに即した自主的な健康づくりを団体・事業者・行政の協働により推進していくことが必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
特定健康診査受診率 (※1)	40歳以上の国保被保険者のうち、特定健康診査を受診した人の割合 (H20年度 全国平均 30.9%)	60.0%	33.9% (H26 確定値)	96.9%
がん検診受診率 (※2)	国の示した算出法による対象者ががん検診を受診した割合 (H21年度 福井県平均 18.7%)	50.0%	37.5% (H26年度値)	93.8%

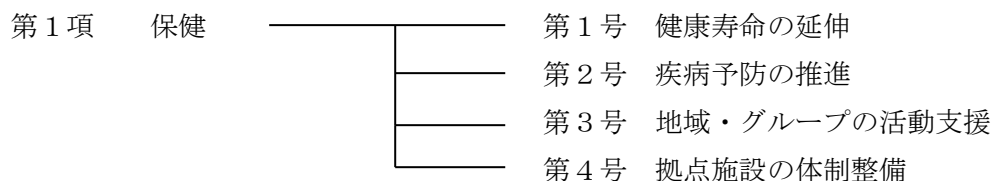
(※1) 特定健康診査

医療保険者（国民健康保険）が40歳～74歳の加入者を対象に内臓脂肪型肥満に着眼した検査項目について毎年度実施する健康診査のこと。

(※2) がん検診

胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がんおよび乳がん検診のこと。

施策の体系



取組内容

第1号 健康寿命の延伸

- ・市民が主体的に健康づくりに取り組むことを支援するため策定した「健やかおばま21」、生活習慣病予防のための健康診査等の実施について定めた「小浜市特定健康診査・特定保健指導実施計画」、次代の社会を担う子どもたちが健やかに育成される環境づくりとして、母子保健指導を含む「小浜市次世代育成支援計画」等に基づき、事業の積極的な展開に努め、市民が自立して健康で長生きできることをめざします。
- ・子どもから高齢者までを対象に、食生活・運動・休養に関する知識の普及や精神面を含めた健康づくり意識の啓発に努めます。
- ・市民一人ひとりが健康でいきいきとした人生を送るため、各地域におけるふれあいサロンの充実や、本市を発祥の地とするソフトバレーボールをはじめとした生涯スポーツ、俳句や茶道教室といったサークル活動などを通じ、高齢者が健康で長生きできる生きがいのあるまちづくりをめざします。

第2号 疾病予防の推進

- ・安心した市民生活を送るため、特定健康診査や特定保健指導（※3）の強化・充実などの生活習慣病の予防に取り組むとともに、市民の食生活の改善や運動面での指導に努めます。
- ・各種がん検診等の保健事業の充実に努めるとともに、がん検診の受診率の向上を図るため、事業者に対する働きかけなどを行います。
- ・妊婦や乳児・幼児期までの母子に対し、健診・予防接種等を中心とした健康づくりを積極的に支援します。
- ・市民の感染症予防に関する知識と理解を深めるとともに、予防接種事業・結核予防事業等の推進に努めます。

第3号 地域・グループの活動支援

- ・食生活改善推進員や保健推進員を中心とした地域での健康推進活動の取組みを促進するなど、地域における健康づくり活動を支援します。

第4号 拠点施設の体制整備

- ・「保健センター」「地域包括支援センター」「保健増進・介護予防」の3つの機能を有した保健・福祉サービスの新たな拠点を整備し、PFI手法で民間活力による事業を推進していきながら、多様化する市民のニーズや施策に円滑に対応できるよう体制を充実します。

（※3）特定保健指導

内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導のこと。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、自らの健康意識を高め、各種健診等を積極的に受診し、疾病予防に努めます。

団体・事業者は、地域や組織内において、食生活の改善等、健康づくりに対する取り組みを進めます。

行政は、すべての市民が健康で長生きできるよう、各種団体や事業者に対し、健康意識を高める啓発活動や受診勧奨等を行うなど、さまざまな事業に取り組みます。

第2章 夢と生きがいにあふれた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第1節 健康づくりの推進

第2項 医療

基本方針

市民の健康を守るためには、地域医療の提供体制を維持・発展させることが重要です。多様化・高度化する市民のニーズに的確に対応できるよう、医療体制の整備・充実を支援するとともに、地域医療体制の充実に向けて病院と診療所の機能分化・連携を強化します。

また、杉田玄白記念公立小浜病院については、安全・安心な医療を効率的に提供できるよう、構成市町である若狭町・おおい町・美浜町との連携を強化します。

小浜医師会との連携を図りながら、疾病予防や健康づくりを進めます。

現状と課題

杉田玄白記念公立小浜病院は、若狭地域の基幹病院として主要な診療科を備え、急性期から慢性期に至るまで幅広い医療を提供しています。

平成19年には、救命救急センターを開設し、高度な救急医療にも対応するとともに、小浜医師会と連携し休日小児救急も行っています。

へき地医療拠点病院として、無医地区の巡回診療を行っており、災害拠点病院としては、災害時にも一定水準の医療を維持できる体制を構築し、平成27年度には原子力防災施設を整備し原子力災害にも備えています。

また、平成26年度には電子カルテの運用を開始し、患者情報の一元管理等により、医療の質、サービスの向上を図っています。

しかしながら、内科医を中心に医師不足は深刻で、地域住民の期待に沿う医療提供ができないこともあり、医師確保による経営基盤の安定化が喫緊の大きな課題となっています。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
かかりつけ医を持っている市民の割合	市民意識調査においてかかりつけ医を持っていると回答した市民の割合	80.0%	65.2%	93.1%
小浜病院 健診件数	1年間に小浜病院で健診を受けた件数	2,060件	1,334件	64.4%
小浜病院 医師不足数	入院患者数1日390人とした場合に必要医師数に対する不足数	0人	△16人 (必要数60人)	—

施策の体系

第2項 医療

第1号 医療体制の充実

第2号 若狭高等看護学院の活用

取組内容

第1号 医療体制の充実

・杉田玄白記念公立小浜病院は、嶺南医療圏・若狭地域の基幹病院として、救急・災害・へき地医療等における医療サービスの提供や病院と診療所との連携において、中心的な役割を果たしています。地域における医療水準を確保するため、高度医療施設整備事業を着実に実施するとともに、医療スタッフの充実等による病院経営の基盤強化や経営の効率化に向けた取組みに対して、構成市町と連携しながら支援します。

・地域において、急性期、回復期から在宅医療や施設介護へと切れ目のない医療介護が提供できる体制（地域包括ケア体制）の構築に取り組みます。

・小浜医師会との連携を図りながら、疾病予防や健康づくりに取り組み、市民の健康づくりを支援します。

・市民一人ひとりがかかりつけ医を持つとともに、より高度な医療が必要となった場合には、杉田玄白記念公立小浜病院を紹介するなど、市内医療機関が役割を持って連携していけるように支援します。

第2号 若狭高等看護学院の活用

・看護師養成の拠点施設として支援します。

・学院から情報提供を得て、医療制度と看護職など医療従事者の役割について市民の理解を深めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、症状や病状に応じた適切な受診のあり方を学習し、地域医療を守るよう努めます。

行政は、市民一人ひとりがかかりつけ医を持って、気軽に相談していける診療体制となるように医療機関との連携に努めます。

行政は、市民一人ひとりの症状や病状に応じた適切な受診のあり方について学習の機会を提供します。また、市民が安心して暮らせるよう、地域医療を安定的に提供します。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第1節 健康づくり

第3項 スポーツ・レクリエーション

基本方針

高齢化の進展により高齢者人口が増加し、また、食生活の変化や運動不足、ストレス等により生活習慣病が増加する中、市民一人ひとりの健康に対する意識は高まりを見せています。

すべての市民が健康で長生きできるよう、日常的に気軽にスポーツやレクリエーションに取り組める環境を整備します。

現状と課題

高齢化の進展とともに、本市においても人口に占める高齢者の割合は、平成32年には32.1%になると予測されています。

また、食生活の変化やライフスタイルの変化等により、生活習慣病患者が多く見られるようになり、その予防への取組みなど、市民の健康志向は高まりを見せています。

健康寿命については、本市は県内で下位に位置しており、その原因の把握および改善への取組みが急務です。

健康で長生きするためには、日頃の継続したスポーツやレクリエーションへの取組みが極めて効果が高く、すべての市民が自己の健康管理を意識するとともに、スポーツやレクリエーションの実施を習慣づけることが必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
小浜市の健康寿命年齢(※)	心身共に自立し、健康的に生活できる寿命の平均年齢 (H27年度 福井県 男性：78.7歳 女性：83.5歳)	男性 79.5歳 女性 83.2歳	男性 78.1歳 女性 82.7歳	—
スポーツを定期的(週1回以上)にしている市民の割合	市民意識調査においてスポーツを定期的(週1回以上)にしていると回答した市民の割合	30.0%	20.5%	82.0%

施策の体系

第3項 スポーツ・レクリエーション

第1号 スポーツ・

レクリエーション情報の発信

取組内容

第1号 スポーツ・レクリエーション情報の発信

- ・すべての市民がそれぞれのライフステージに応じた生涯スポーツに取り組めるよう、情報発信し、参加する機会と場所の提供など普及および振興に努めます。
- ・市民の健康意識の向上や体力づくりを促すため、運動に関する知識の普及や健康づくり意識の啓発など健康づくりに関する講習会や体力測定等を実施します。
- ・小浜市体育協会に加盟する種目団体の協力により、その高い技術や知識を活かして生涯スポーツの振興を図ります。
- ・誰もが平等にスポーツやレクリエーションに接する機会を得るために、障がい者対応スポーツの振興と環境づくりに努めます。
- ・各地域において手軽にスポーツに親しみ、未来を担う子どもたちから健康長寿を楽しむ高齢者までが、生涯を通じて活力ある生活を送るため、国体の開催を市民の健康づくり実現の好機と位置付け、環境を整備します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、健康で生きがいのある生活を送るため、日頃から自分に適したスポーツやレクリエーションに継続して取り組みます。

団体は、スポーツ・レクリエーションイベント等を企画し、市民の参加を促します。

事業者は、福利厚生の中でスポーツ・レクリエーションイベント等を企画し、職場の健康づくりに取り組みます。

行政は、スポーツやレクリエーションに関する情報発信に努めるとともに、市民のニーズに応じた施設環境を整えます。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第2節 社会福祉の推進

第1項 地域福祉

基本方針

すべての市民が社会の一員として豊かな生活が送れるように、市民と福祉サービスを提供する団体・ボランティア・行政等、福祉関係者・機関が協力し、共に生活し、支えあう社会づくりを進めます。

地域福祉活動を支援する、民生委員・児童委員活動の促進や、ひとり暮らし老人相談員などの福祉の担い手づくり、社会福祉協議会を中心としたボランティアの育成など、地域福祉体制の整備に努めます。

また、すべての市民が共に支えあう福祉のまちづくりを推進するため、地域住民や地域福祉団体、関係機関と連携・協力し、「地域福祉計画」を推進します。

現状と課題

核家族化や少子化、高齢化の進展、長引く経済情勢の不振などにより、福祉を取り巻く社会環境が大きく変化し、家庭や地域が持っていた扶養義務や相互扶助機能はますます低下しています。

誰もが安心して暮らせる地域社会をめざすためには、地域住民や地域福祉団体、関係機関などの連携による地域で支えあう体制づくりが必要です。

また、ユニバーサルデザイン（※1）の普及に取り組む必要があります。

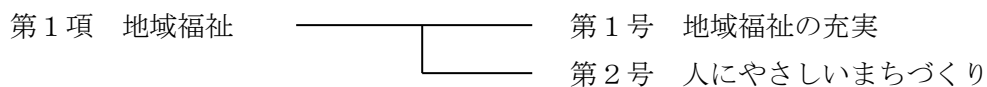
（※1）ユニバーサルデザイン

障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
高齢者世帯の相談件数	高齢者世帯から1年間に受けた相談件数	4,000件	3,200件	123.1%
障がい者世帯の相談件数	障がい者世帯から1年間に受けた相談件数	850件	950件	111.8%

施策の体系



取組内容

第1号 地域福祉の充実

- ・保健・医療・福祉等、関係者の一層の連携強化を図り、多様で質の高い福祉サービスを提供します。
- ・社会福祉協議会等、社会福祉団体の地域活動を支援し、地域における福祉活動の展開を図ります。

第2号 人にやさしいまちづくり

- ・高齢者や障がい者の社会参加や交流が促進されるよう、市内公共施設や市内各事業所、また、多くの人が集まる商業施設等のさらなるバリアフリー化の普及啓発を進めるとともに、連携・協力しユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

- 市民は、地域の相互扶助機能の維持・強化に努めます。
- 団体・事業者は、地域福祉ネットワークの構築に協力するとともに、身近な地域で活動するボランティアの育成に努めます。
- 行政は、地域福祉ネットワークの構築に努め、質の高いサービスを提供します。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第2節 社会福祉の推進

第2項 少子化対策

基本方針

若者たちが働きやすく住みやすい環境を整備するとともに、「小浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、新たに築かれる家庭とその子どもたちに対する支援を積極的に実施し、子育て環境の向上を図り、将来の社会を担う子どもたちの健全育成に取り組みます。

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるような取組みを進めます。

すべての子育て家庭が安心できる子育て支援策を推進します。

関係機関やさまざまな担い手と連携・協働し、若者の結婚に向けた機運の醸成を図るとともに、結婚希望者を対象とした婚活事業を推進し、出会いの機会の拡大を図ります。

現状と課題

本市の少子化対策は、独身者への出会いの機会を提供する結婚活動への支援と安心して出産や子育てができる環境の整備の両面から対策に取り組んできましたが、子どもの人口は年々減少しています。今後も、若者や子育て家庭の希望が実現できる施策の更なる充実が必要となっています。

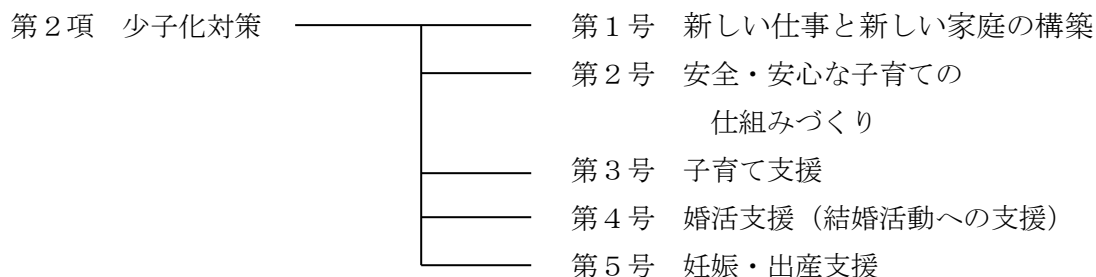
また、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化が進んでおり、子育て家庭が地域の中でさまざまな人と関わりながら、子育てができるような仕組みづくりが必要となっています。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
生涯未婚率(※)	45歳～49歳の未婚率と50歳～54歳の未婚率の平均値で、50歳時未婚率を表す指標 (H17年全国 男性：16.0% 女性7.3%)	男性 14.6% (23.9%) 女性 3.8%	男性 21.0% 女性 5.6%	—
地域子育て支援拠点等の利用者数	地域子育て支援拠点等の年間利用者数	19,693人	14,134人	282.7%

(※) 生涯未婚率はH22の国勢調査を基に算出しています。H27・32のカッコ内の数値は、H17からの予想値です。

施策の体系



取組内容

第1号 新しい仕事と新しい家庭の構築

- ・若者たちが働きやすく住みやすい社会づくりを進めるよう努めます。
- ・安心して子育てできる社会づくりを進めるため、結婚、妊娠、出産、子育てなどの各段階に応じたきめ細やかな施策に取り組むことにより、仕事と子育ての両立できる体制整備に努めます。また、男女共同参画社会の形成を推進し、父母協働による子育て推進を図ります。

第2号 安全・安心な子育ての仕組みづくり

- ・子どもの最善の利益を実現する仕組みづくりのため、子どもの人権を尊重し、子どもが子どもらしく成長できるよう環境を整え、サポートが必要な子どもおよびその家庭に対し積極的に支援します。
- ・安全・安心な母子保健医療の仕組みづくりを進めるため、食育を積極的に推進し、母子の健康づくりに努めます。また、思春期の心の保健対策の充実にも努めます。
- ・「生きる力」を育む教育環境の整備に努めます。また、郷土の歴史・文化・自然を基礎とした心の教育に努めます。

第3号 子育て支援

- ・あらゆる子育てに関する情報が集約された『まとめサイト』を構築し、子育て関連情報を一元化することにより、各種支援サービスの周知徹底と利便性向上ならびに都市部に対して良好な子育て環境のPRを図ります。
- ・子育てを支援するシステムの強化をするため、多様化する保育ニーズに対し、保育園職員の適正な配置によるサービスの充実や、保育園以外の保育サービスおよび児童クラブの整備・運営に努めます。
- ・通常の保育に加え、子どもの病気、保護者の仕事などの事情による一時的な保育サービスの充実を図るとともに、様々な家庭環境における子どもならびにその家庭に合わせた自立支援メニューの充実を図ります。

第4号 婚活支援（結婚活動への支援）

- ・結婚を希望する地元出身ならびに県外の女性や地元男女、Uターン希望者等を対象に、出会いの場を提供します。
- ・未婚者に対して、まちづくりに関するイベント、お祭りなどの婚活以外を目的とするイベントの企画・参加を促進し、出会いのきっかけづくりを支援します。
- ・出会いの場やイベント等の情報は、各種メディアを通じて積極的に提供します。

第5号 妊娠・出産支援

- ・妊娠・出産を希望しながら実現できていない家庭に対し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減するための取り組みを進めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、若者たちの活動を十分に理解し、積極的に関わり、地域社会が一丸となって新たに築かれる家庭とその子育てに協力します。

団体・事業者は、若者たちの就業と新しい家庭の構築に積極的に働きかけます。

行政は、働きやすく住みやすい環境を整備するとともに、安全・安心な子育て環境を整備します。

また、市民と事業者・各種団体・保育園・児童館・公民館・小中学校・子育て支援事業者に対して、若者たちの就業や新しい家庭の子育てに関する積極的な関わりを推進します。

第2章 夢と生きがいにあふれた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第2節 社会福祉の推進

第3項 高齢者福祉

基本方針

「小浜市老人福祉計画および介護保険事業計画」の基本理念を「地域の仲間と築く生きがいあふれる安心のまちづくり」とし、高齢者が支える立場として、地域の中で多様な主体的による社会参加の機会を提供し、すべての高齢者が笑顔で元気に暮らせる社会の実現をめざします。

また、元気な高齢者だけでなく、介護が必要な高齢者、ひとり暮らしの高齢者等すべての高齢者が住み慣れた地域や家庭で、健康で安心して暮らすことができるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっており、保健・医療・介護・福祉の関係機関が連携し、情報を共有することにより、健康づくりや生きがいづくりなど、高齢者の生活を支える必要な福祉事業を推進します。

現状と課題

高齢化の進展により、寝たきりや認知症などの介護が必要な人、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等が増加する中、「小浜市老人福祉計画および介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉に取り組んでいます。

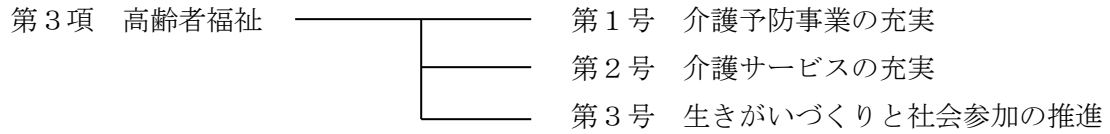
介護サービス利用者の増加に伴い、介護給付費も年々増加している。また、超高齢社会や少子化の影響から、高齢者を支えるマンパワー不足も深刻な状況であるため、元気な高齢者が支援を要する高齢者を支える仕組みや体制づくりが急務となっています。今後も介護保険制度の健全な運営を確保するとともに、更に介護予防や生活支援サービスを充実させ、認知症高齢者対策、介護サービスの質の向上を図る必要があります。

また、健康寿命の延伸への取組みとして、老人クラブ等の高齢者が関係する団体や地域リーダーの育成を図るとともに、高齢者が社会活動に積極的に参加できる仕組みづくりや共に支えあう地域づくりが一層必要となっています。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
小浜市の健康寿命年齢(※)	心身共に自立し、健康的に生活できる寿命の平均年齢 (H27年度 福井県 男性：78.7歳 女性：83.5歳)	男性 79.5歳 女性 83.2歳	男性 78.1歳 女性 82.7歳	—
要介護認定率	第1号被保険者に占める要介護認定者の割合 (H21年4月1日減災の全国平均16.5%)	21.5%	19.1%	99.5%
施設入所率	要介護認定者に占める施設入所者の割合	26.5%	30.5%	105.2%
認知症サポーター数	認知症サポーターの人数	4,800人	2,650人	155.9%
ふれあいサロン参加者数	ふれあいサロンへの1年間の参加者総数	11,000人	10,200人	107.4%

施策の体系



取組内容

第1号 介護予防事業の充実

- ・健康の自己管理意識を高めるとともに、一人ひとりが積極的かつ主体的に、生活習慣の改善等健康づくりに取り組む環境づくりに努めます。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の移行にあたり、多様な主体によるサービスの提供体制の整備と総合事業を通じて、社会参加の促進と生きがいつくりにより介護予防効果を高めていきます。
- ・身近な地域での社会参加の機会や交流の場を確保することにより、高齢者の居場所づくりや孤立・引きこもりの防止に努めます。

第2号 介護サービスの充実

- ・高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、生活支援サービス等のニーズを的確に把握し、必要な介護サービスの提供に努めます。
- ・介護サービス事業者に対する指導や介護給付の適正化への取り組み等を通じて、介護サービスの質の向上を推進します。

第3号 生きがいつくりと社会参加の推進

- ・高齢者自身がこれまで培ってきた、豊かな知識と経験を活かしながら、積極的に社会参加できる場の確保を図るとともに、シルバー人材センターとの連携や仲間づくりの機会など、生きがいつくりと健康増進および世代間交流などの活動を支援します。
- ・市民一人ひとりが健康でいきいきとした人生を送るため、各地域におけるふれあいサロンの充実や、本市を発祥の地とするソフトバレーボールをはじめとした生涯スポーツ、俳句や茶道教室といったサークル活動などを通じ、高齢者が健康で長生きできる生きがいのあるまちづくりを推進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、自らの健康保持に努めるとともに、地域住民同士、助けあい、支えあいます。

団体は、支援を必要とする高齢者が地域において孤立しないように、見守りや交流などの地域福祉活動に取り組みます。

事業者は、必要な介護サービスを提供します。

行政は、地域包括支援センターが中心となり、総合相談や情報提供等を行うとともに、関係機関や事業者等との連携を図り、総合的な地域ネットワークを構築します。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第2節 社会福祉の推進

第4項 障がい者福祉

基本方針

ノーマライゼーション(※1)の理念に基づき、障がい者に対して、誰もが思いやりを持ち、支えあう心を育てることが必要であり、そのための広報啓発活動を行うとともに、障がい者等が地域で安心して暮らせる社会づくりを進めます。

また、発達障がい者(※2)等特別な支援が必要な障がい者も近年増加傾向にあるため、保健・福祉・医療が一体となって効率的に障がい者福祉サービスを提供します。

(※1) ノーマライゼーション

障がいの有無に関わらず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることができる社会のこと。

(※2) 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいのこと。言葉の発達の遅れ、コミュニケーション障がい、こだわり、興味・関心のかたよりに、集中できない、考えるよりも先に動く、「読む」「書く」「計算する」が苦手など、人によってさまざまな特徴がある。

現状と課題

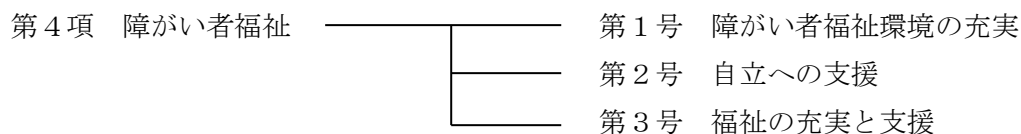
障がい者の数は近年増加傾向にあります。障がい者の社会参加は少なく、就労等に対する支援も進んでいません。

障がい者が、住み慣れた地域の中で普通に生活を送ることができる環境を整えるため、障がい者とその家族に対する相談体制を充実し、きめ細かなサービスを提供するとともに、地域社会の理解が必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
障がいがある人の就労数	就労継続支援サービス等を利用して福祉的就労をした人数	147人	—	—
発達障がいに関する講演会、研修会等の参加者数	発達障がいに関する啓発や理解のために講演会および研修会等へ1年間に参加した人数	900人	500人	100%

施策の体系



取組内容

第1号 障がい者福祉環境の充実

- ・「小浜市障害者福祉計画」に基づき、障がい者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを実現するための取組みを実施します。また、障害福祉サービスの基盤整備を計画的に進めていきます。
- ・近年増加傾向にある発達障がい者については、「小浜市の総合的な発達障がい支援計画」に基づき、発達障がい者への支援を充実します。
- ・事業者・医療機関等と協力し、障がいに対する理解を図り、心のバリアフリーにつながる啓発に努めます。

第2号 自立への支援

- ・障がい者一人ひとりの環境に配慮した自立のための支援を、障がい福祉サービス事業所や若狭地区障害児・者自立支援協議会等、関係機関と連携を図りながらより効果的に進めます。
- ・障がい者が生きがいや新たな能力を発見できるよう、各福祉団体の協力を得ながら、多くの障がい者にスポーツ大会等の社会参加機会を提供します。
- ・公共職業安定所や特別支援学校、各施設等の関係機関と連携をして、障がい者の能力や特性に応じた就労の場の確保や雇用の安定に努めます。

第3号 福祉の充実と支援

- ・国の障がい者制度を踏まえ、各事業者と連携を図りながら各種障害福祉サービスの適正な提供に努めます。
- ・専門医療機関や地域の開業医・相談事業所等、関係機関と連携し、診療・療育・相談窓口の充実に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、障がい者へのサポート体制を構築し、地域コミュニティの充実に努めます。

団体・事業者は、積極的に障がい者が社会参加に取り組めるよう連携を図ります。

行政は、障がい者一人ひとりの環境に配慮した自立につながるよう相談体制や福祉サービスの充実に努めます。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第2節 社会福祉の推進

第5項 児童福祉

基本方針

核家族化や少子化が急速に進展し、変化する社会の要望に対応するため、安心して子どもを産み育てることができるまちをめざし、よりきめ細かな保育（小学生を含む）ニーズに対応した保育環境を整備するとともに、保育サービスを充実します。

さらに、関係機関やさまざまな団体との連携・協力のもと、人にやさしいまち、地域づくりをめざして児童の健全育成と子育て支援事業の充実に努めます。

現状と課題

急速な核家族化や地域社会の人間関係の希薄化により、育児に伴う不安や負担が大きくなっていることから、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター、つどいの広場）を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行っています。

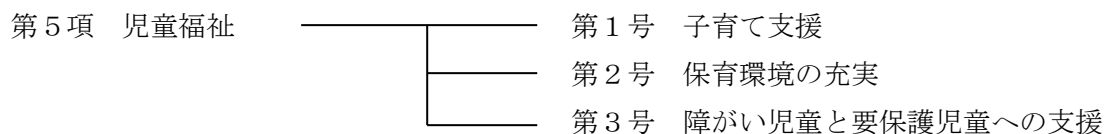
また、共働き家庭が多くなっていることから、放課後児童クラブを9校区(小浜・雲浜・西津・内外海・宮川・松永・遠敷・今富・口名田)の小学校等に設置し対応しています。

一方、虐待を受けている児童や非行児童など、保護を要する児童の早期発見、早期対応に努めていますが、年々増加し、児童を取り巻く環境も複雑化していることから、より一層相談体制や関係機関との連携体制の充実が必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
子育て支援センター利用者数	子育て支援センターの1年間の利用者数	19,693人	14,134人	282.7%
放課後児童クラブ利用者数	放課後児童クラブの1年間の利用登録児童数	233人	215人	143.3%

施策の体系



取組内容

第1号 子育て支援

- ・子育て支援センターに専門職員を配置し、子育ての専門知識を有する子育てマイスターによる育児講座、面接・電話相談、遊びの場の提供等、総合的な子育て支援を実施します。
- ・子育てが楽しくなるよう、きめ細かな子育て事業を展開します。
- ・事業者等と連携して、子育て環境の整備に努めます。

第2号 保育環境の充実

- ・多様化する保育のニーズに対応し、適正な保育園機能を確保するため、公立保育園の統廃合民営化を推進します。
- ・乳児保育や延長保育等や幼児教育の充実を図ります。

第3号 障がい児童と要保護児童への支援

- ・5歳児健康相談等を充実させることにより、子どもの障がいの早期発見に努めるとともに、適切な対応ができるよう保護者、医療・療育、保育園、小中学校等が連携した体制づくりに努めます。
- ・児童虐待通告窓口を広く市民に周知し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。
- ・保護を要する児童やその家庭に対し適切に支援するため、訪問指導や面接指導などの相談体制を整備するとともに、民生委員、主任児童委員、小中学校、児童相談所等との連携体制を充実します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

- 市民は、子どもや子育て家庭を支えあう地域コミュニティの形成をめざします。
- 団体・事業者は、子どもを産み育てやすいよう、子育て環境の整備に努めます。
- 行政は、市民の活力を活かし関係機関と連携しながら、次代を担う子どもたちを育むまちづくりを推進します。

第2章 夢と生きがいにあふれた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第2節 社会福祉の推進

第6項 ひとり親家庭等への自立支援

基本方針

不安定になりがちなひとり親家庭が、自立した生活が営めるよう、自立支援策に関する情報提供や子育てをはじめとした生活および就業等に関する相談体制の充実を図るとともに、安心して子どもを育てることのできる環境づくりに努めます。

また、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付金、母子家庭等医療費助成事業等による生活支援に努めます。

現状と課題

離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭数は年々増加傾向にあります。

ひとり親家庭等の多くは、子育てに対する不安や経済的不安を抱え、子どもの養育や教育、就職に困難を感じています。

こうした悩みに対する、相談体制や情報提供体制を充実させる必要があります。

ひとり親家庭が経済的に自立した生活を営むため、就業支援策を推進するとともに、養育費を確保するための意識啓発等が必要となっています。

さらに、子育ての経済的・精神的な負担を減らすための子育てに対する支援策や、住居・進学・医療等に対する生活支援策を推進していくことが必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
就業支援事業による自立者数	看護師や社会福祉士等の資格を取得して自立につながった1年間の人数	5人	2人	66.7%
児童扶養手当（母子・父子手当）全額受給率	受給資格者のうち所得が低いため全額を受給するひとり親の割合	30.0%	41.0%	73.2%

施策の体系

第6項 ひとり親家庭等への
自立支援

第1号 ひとり親・
寡婦家庭への支援

取組内容

第1号 ひとり親・寡婦家庭への支援

- ・生活や子育てに関する相談体制や指導体制を強化し、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備し、ひとり親家庭等の就業支援・自立支援策を展開します。
- ・生活の安定に向け、経済的な支援策として、児童扶養手当、医療費助成等の支援を継続するとともに、支援情報をわかりやすく提供できるように努めます。
- ・保育園、幼稚園、小中学校、高校、子育て支援センターや地域と連携し、子どもを安心して育てることができる体制づくりに努めます。
- ・母子寡婦福祉連合会の実施する事業について支援を行うとともに、連携・協力し、ひとり親家庭に対する支援および施策の周知を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

- 市民は、地域コミュニティを充実し、相互にひとり親家庭をサポートします。
- 団体・事業者は、自立に向けた情報を提供するなど、ひとり親家庭の生活安定に向け支援します。
- 行政は、関係機関と連携し、自立に向けた相談や情報提供等を行い、ひとり親家庭の経済的・精神的な自立を促します。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第2節 社会福祉の推進

第7項 社会保障

基本方針

すべての市民が生涯を通じ、健康で安心して生活することができるまちを構築することが重要です。市民が、安心していつでも必要な医療を受けることができる環境づくりに取り組むとともに、将来の安定した生活基盤づくりのため、国民健康保険、国民年金等の社会保障制度を適正かつ円滑に進めます。

また、健康で文化的な生活を営むため、生活困窮者自立支援策を強化し、生活保護が必要な人の的確な実態把握に努め、個々に応じた適正な指導・援助を図ります。

現状と課題

少子化・高齢化の進展により、保険・年金財政は、給付と負担との均衡を保つことが困難な状況になっています。これらの制度は、市民生活の安定的な維持には欠かせないものであり、広く市民が制度を理解し、制度を運用することができるよう制度の仕組み等について、周知する必要があります。

国民健康保険事業の充実を図るとともに、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上を図り、給付・負担の公平化に努める必要があります。

また、国民年金制度の適正かつ円滑な運営を図り、制度に対する理解と信頼を築いていく必要があります。

生活困窮者については、高齢化の進展や社会環境等の影響により、生活保護受給に陥るリスクの高い層が増加傾向にあります。

相談内容も複雑・多様化しており、生活維持への適切な公的支援が求められています。

生活保護の受給期間が長くなり、自立が難しい世帯が多くなっていますが、ハローワークなどの関係機関との連携をより強め、自立へのサポートを行う必要があります。

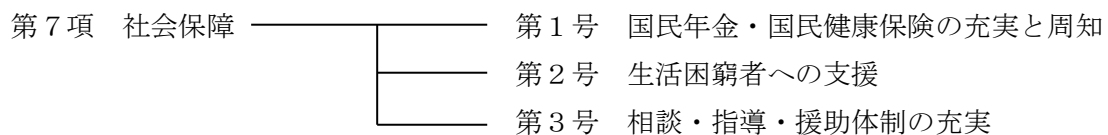
《参考》

平成 17 年	被保護世帯数	78 世帯	被保護人員	1 1 1 人
平成 22 年	被保護世帯数	105 世帯	被保護人員	1 2 3 人
平成 27 年	被保護世帯数	139 世帯	被保護人員	1 7 6 人

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
特定健康診査受診率 (※1)	40歳以上の国保被保険者のうち、特定健康診査を受診した人の割合 (H 2 0 年度 全国平均 30.9%)	60.0%	33.9% (H26 確定値)	96.9%
1日人間ドック受診者数	40歳以上の国保被保険者および後期高齢者のうち1日ドックを受診した人数	125人	72人	84.7%
脳ドック受診者数	40歳以上の国保被保険者および後期高齢者のうち脳ドックを受診した人数	90人	54人	63.5%

施策の体系



取組内容

第1号 国民年金・国民健康保険の充実と周知

- ・国民健康保険においては、治療に加えて、疾病の予防や早期発見、早期治療に取り組む医療に対応できるように、保健事業を積極的に推進します。
- ・医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上に努め、事業を健全に運営します。
- ・平成30年度から国民健康保険の財政運営が福井県に移行されるため、関係機関等と連携し、適切な対応ができるよう努めます。
- ・後期高齢者医療制度についても、広域的な対応ができるよう、福井県・関係機関などと連携し、事業の健全な運営を図ります。
- ・国民年金においては、日本年金機構等の関係機関と連携し、未加入者や保険料の未納者の減少に努めます。
- ・年金制度に関する相談や啓発活動を充実させ、年金受給権の確保および制度の安定的運営に努めます。

第2号 生活困窮者への支援

- ・民生委員・児童委員、関係機関等との連携を一層密にして、個々の世帯に応じた適切な指導・援助の充実に努めます。

第3号 相談・指導・援助体制の充実

- ・生活困窮者への支援策等の知識の修得に努め、関係機関と連携し、自立が図られるよう、相談、指導体制の充実に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

【第1号】

市民・団体・事業者は、健康づくりに対する意識を高め、地域や職場等で健康づくりに取り組むよう努めます。

行政は、市民の自主的な健康づくりを支援し、「自分の健康は自分でつくる」という意識の醸成を図ります。

【第2・3号】

事業者は、生活保護受給者の自立に向けた就労機会の提供に努めます。

行政は、関係機関と連携して、生活困窮者の自立を図ります。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第3節 安心して暮らせるまちづくり

第1項 防災

基本方針

地球温暖化などの気候変動に伴うゲリラ豪雨や大型台風による災害、巨大地震による災害、原子力施設の事故による災害、テロなどの武力攻撃事態による被害を軽減するため、情報通信施設の整備などの災害予防対策を推進します。

災害から住民の生命・身体および財産を守り、安心して暮らせる生活環境を築くため、市民と行政が一体となり、災害時要配慮者支援体制の確立や自主防災組織を育成するなど、防災意識の向上、地域防災力の強化に向けた取組みを推進します。

現状と課題

住民の防災力強化のため、自主防災組織の育成と意識啓発に努めてきましたが、より一層の組織率の向上に努めるとともに、地域防災力の強化を図る必要があります。

福井県による防災情報ネットワークの再整備により、緊急時における県および市町間の情報通信体制が強化されました。また、災害時における住民への避難情報等の伝達については、同報系防災行政デジタル無線の整備により、J-A L E R T（全国瞬時警報システム）による緊急情報を伝達できるようになったほか、緊急速報メール・防災メール等を整備するなど、情報発信の多重化を図りました。しかし、災害時に使用する双方向通信機能を有した移動系防災行政無線の老朽化が進んでおり、デジタル化への整備が急務となっています。

災害に対する事前対策として、地域防災計画（一般災害編・地震災害編・原子力防災編）や国民保護計画および各種防災マニュアルを策定しておりますが、日々変化する社会情勢に即した改正を行い、災害時の被害軽減を図る必要があります。今後は、市民が災害時に対応できるよう、各地域において自主防災組織を結成し、各種ハザードマップを活用して住民全体の防災意識の向上を図る必要があります。

今後は、市民が災害時に対応できるよう、各地域において自主防災組織を結成し、各種ハザードマップを活用して住民全体の防災意識の向上を図る必要があります。

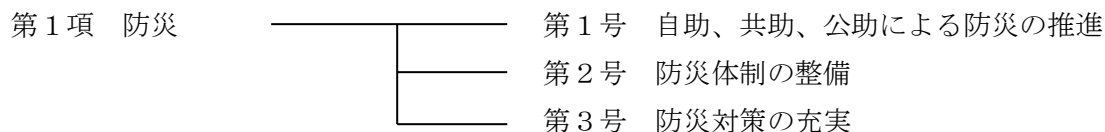
目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
自主防災組織の結成団体数	自主防災組織の登録団体総数	148 団体	82 団体	73.2%
避難行動要支援者の個別支援計画策定割合	避難行動要支援者（※1）のうち個別計画を策定している者の割合	100%	18%	—

（※1）避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方

施策の体系



取組内容

第1号 自助、共助、公助による防災の推進

・自主防災組織に期待される役割は、大規模災害の発生時において住民同士の協力・連携による避難、避難生活に必要な活動、安否確認などの情報伝達、主体的な救助・救護などがあります。防災では、自助、共助が特に重要であることから、自主防災組織の結成に向けた普及啓発に努め、行政と自主防災組織の連携を図り地域防災力の強化に努めます。

第2号 防災体制の整備

・突発的に発生することが予測される災害に備え、迅速かつ的確に対処できるよう、備蓄物資や防災資機材の充実、移動系防災行政無線（同報系、移動系）のデジタル化などの整備を進めます。

・災害時に要配慮者への支援が、地域の中で確実に行われるよう、「避難行動要支援者支援制度」に基づき、支援体制の整備、避難支援プランの充実に努めます。

第3号 防災対策の充実

・避難所としても使用される公共施設の耐震化を計画的に進めるとともに、市民の生活基盤である木造住宅の耐震診断や耐震補強を促進します。

・地域防災計画に基づいた避難基準等を定めたマニュアルや各種ハザードマップ等を市民に周知し、防災意識の向上に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに、平常時から災害に対して十分に備えるとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対処できるよう、自主防災力の向上に努めます。

市民・団体・事業者は、行政等が計画する研修会・防災訓練に参加し、災害対策に関する正しい知識や技術の習得に努めます。

市民・団体・行政は、お互いに連携し、地域の災害時要配慮者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努めます。

第2章 夢と生きがいにあふれた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第3節 安心して暮らせるまちづくり

第2項 交通安全

基本方針

交通事故のない安全・安心なまちづくりを実現するため、高齢者、幼児、児童に対する交通安全教育の充実を図るとともに、交通安全を推進する関係団体と連携し、家庭や地域における交通安全思想の啓発を推進します。

また、体験型交通安全教育を充実するとともに、若年、壮年層に対しても高齢者や幼児等の保護対象について理解を深める活動を推進します。

現状と課題

近年、交通事故死者数および人身事故発生件数は、全国的に減少傾向にありますが、高齢者や児童が犠牲となる重大交通事故が多数発生しております。交通安全協会等関係機関との連携をさらに強化し、高齢者や児童のみならず、市民全体に対する啓発活動を強力に推進し、交通マナーの向上および危険予見意識の醸成をする必要があります。

また、交通事故に直結する飲酒運転、速度超過、信号無視等の危険性を運転者のみならず、歩行者、自転車など交通弱者に対しても浸透させることが課題となっています。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
交通事故死亡者数	市内で発生した交通事故による1年間の死亡者数	0人	4人	0%
交通安全教室参加者数	交通指導員による交通安全教室の1年間の参加者数	6,500人	4,680人	78.0%

施策の体系

第2項 交通安全

第1号 交通安全思想の啓発

第2号 交通安全教育の推進

取組内容

第1号 交通安全思想の啓発

- ・交通安全を推進する関係団体との連携を密にし、重大交通事故に直結する飲酒運転、速度超過、信号無視等の根絶に向け、家庭・学校・地域における交通安全思想の啓発を推進します。
- ・高齢者運転免許自主返納支援事業の実施により、高齢者が当事者となる事故の防止に努めるとともに、全年齢層に対しても総合的な交通安全対策を推進します。

第2号 交通安全教育の推進

- ・幼児・児童・生徒の交通安全意識の醸成を図るため、交通指導員による保育園・幼稚園・小中学校における体験型交通安全教室および小浜市交通指導員による街頭交通安全指導を推進し、交通安全教育を充実します。
- ・増加傾向にある高齢者が関係する交通事故を抑止するため、高齢者交通安全師範学校における安全教室を実施するとともに、小浜市シルバー交通安全推進員の積極的な活動を推進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、交通安全協会等が実施する講習会や啓発活動の積極的な参加に努めます。

市民・団体・事業者は、自主自立で、交通安全意識の高揚に取り組みます。また、家庭および地域において飲酒運転をはじめとする悪質運転を許さない環境を醸成し、事故原因の根絶に取り組みます。

行政は、若狭交通安全協会小浜支部等の各種交通安全団体が交通安全思想の普及に円滑に取り組める環境づくりを支援します。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第3節 安心して暮らせるまちづくり

第3項 防犯

基本方針

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちをめざします。

近年、凶悪・巧妙・低年齢化、広域化した犯罪が発生していることから、防犯隊の自主的活動を中心に犯罪のないまちづくりを推進するとともに、市民の防犯意識の高揚を図ります。

現状と課題

刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、子どもに対する声かけ事案、女性が被害者となる犯罪、振り込め詐欺等が増加し、全国的には重大な結果に至る犯罪の発生が認められる状況でもあります。

このような状況のもと、防犯隊をはじめとし、警察や各種防犯関係団体と連携した防犯活動を推進し、犯罪のない安全で安心できるまちづくりを進める必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
刑法犯認知件数	市内で発生した刑法犯の1年間の認知件数	150 件	153 件	137.0%
防犯パトロール実施回数	防犯隊が1年間に実施する防犯パトロールの回数	150 回	120 回	100%

施策の体系

第3項 防犯

第1号 犯罪の防止

取組内容

第1号 犯罪の防止

・犯罪のないまちをめざし、防犯隊を中心とした自主防犯組織によるパトロールを積極的に推進するとともに、子どもや女性に対する声かけ事案や自転車盗難等の街頭犯罪防止に取り組みます。

・福井県全体で取り組んでいる「ワンアクション運動」や振り込め詐欺被害防止等の出前講座により、市民の防犯意識の啓発を図ります。

※ワンアクション運動

犯罪が発生する前に、気がかりな状況の時にアクションを起こし、犯罪等を未然に防ぐ運動

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、「ワンアクション運動」等の趣旨を理解し積極的に実施します。

団体は、防犯隊を中心とした防犯パトロール等の自主防犯活動を積極的に推進します。また、PTA、教員、防犯隊による合同パトロールを実施し、犯罪や少年非行の防止に努めます。

行政は、防犯隊やPTA、民生児童委員が一体となって活動できる環境づくりの支援に努めます。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第3節 安心して暮らせるまちづくり

第4項 消費生活

基本方針

消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、高度で専門的な相談に的確に対応できるよう相談員の能力向上を図るなど、消費生活相談体制を強化します。

また、消費者被害や事故等に関する情報を集約し、消費者被害を未然に防止するための啓発活動を強化します。

現状と課題

近年、消費者を取り巻く環境は、サービスの多様化、情報の進展により大きく変化してきております。振り込め詐欺や投資詐欺、公的機関を名乗る還付金詐欺、さらには情報通信の発達によりインターネットによる被害も増加しており、年代を問わず消費者トラブルは後を絶ちません。

こうした悪質商法の手口はますます巧妙化しており、今後も新たな問題が生じてくると考えられます。市民の安心・安全を確保するため、消費者の視点に立ち、効率的で効果的な消費者支援が必要となります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
消費生活相談件数	消費生活相談を1年間に受けた件数	130件	137件	137.0%
消費生活講座開催	消費者トラブルを防止するための講座を1年間に開催した回数	25回	17回	85.0%

施策の体系

第4項 消費生活

第1号 消費者相談体制の強化

第2号 消費者意識の高揚

取組内容

第1号 消費者相談体制の強化

- ・相談内容が複雑多様化していることから、高度で専門的な相談に的確に対応できるよう、相談員の資質向上に努めるとともに、福井県嶺南消費者センター等の関係機関と連携し、消費者トラブルに対して迅速に対応します。
- ・P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワーク・システム）を活用し、相談業務を効率化します。

第2号 消費者意識の高揚

- ・年々複雑多様化する消費者問題に対応するため、正しい知識を持ち、自ら行動できる「自立した賢い消費者」を育成します。
- ・消費生活講座の開催、くらしのアドバイザーや消費生活モニターから地域の消費者問題情報を集約し、悪質商法等の情報提供を積極的に行い、消費者意識の高揚を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、規制緩和の流れの中、消費者にも自己責任が求められていることから、消費者が主体的に正しい知識を備え、自らが実践できる「自立した賢い消費者」をめざします。また、消費者としての自己啓発および消費者意識の醸成・高揚に努めます。

行政は、くらしのアドバイザー、消費生活モニターによる消費生活に関する啓発、研修等の活動に対して支援します。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第4節 環境保全の推進

第1項 環境保全

基本方針

本市は、海や山などの優れた自然環境に囲まれており、その恵まれた環境を保全していく必要があります。

今後も、「小浜市環境基本計画」に基づき、豊かな自然環境を守り、住みやすい小浜を次世代に引き継いでいくための取組みを進めていくとともに、本市の自然の良さを都市部に向けて積極的にPRし、本市への定住・移住の機会創出を図ります。

現状と課題

環境問題は、地球温暖化や異常気象等、地球規模の問題から、ごみの問題や生活排水による水質汚濁等、市民生活に密着したものまで多岐にわたっており、幅広い取組みが必要です。

市内を流れる北川・南川の水質は、下水道の普及により、全般的に良好に推移しています。

また、市の施設では、電力・灯油・重油・ガソリンなどの使用量を減らし、温室効果ガスの削減に努めています。

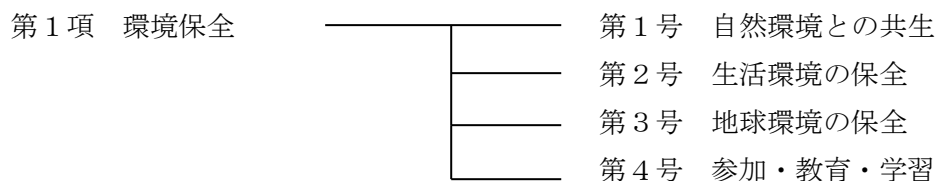
今後も、本市の自然を守り、持続可能な社会を形成していくためには、水質保全や地球温暖化防止のためのさまざまな対策が必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
河川の水質	北川（高塚橋）のBOD（※） 平均値（mg/l）	環境基準値 （2.0mg/l）以下	環境基準値 （2.0mg/l）以下	100%
	南川（湯岡橋）のBOD（※） 平均値（mg/l）	環境基準値 （2.0mg/l）以下	環境基準値 （2.0mg/l）以下	100%
エネルギー使用量削減率	市役所の主要な施設のエネルギー使用量 ※熱量換算（GJ） 平成18年度を基準とした削減率	104,045 GJ	106,205 GJ	—

※BODとは水中の有機物が微生物の働きによって分解される過程で消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。

施策の体系



取組内容

第1号 自然環境との共生

- ・適切な農林業活動を通じて森林や農地の涵養能力を確保や外来生物対策を推進するなど、山林、農地を含む自然環境の保全に努めます。
- ・数多くの名水を有する恵まれた地域であり、名水の水質検査や実態把握など、水環境の保全に努めます。
- ・美しい海や山、豊富できれいな地下水や湧き水など、誇るべきふるさとの原風景の維持・保全に努めるとともに、都市部への移住希望者に向けた積極的なPRに努めます。
- ・地下水を「市民共有の財産である公水」と位置付け、「小浜市地下水利活用・保全検討委員会」からの保全および利活用策の提言を踏まえ検討します。

第2号 生活環境の保全

- ・公共用水域の水質保全、地下水汚染の防止、海岸漂着物の削減、環境美化活動などを推進し、市民生活に直結する生活環境の保全に努めます。

第3号 地球環境の保全

- ・地球温暖化防止への取組みは世界規模の問題となっており、温室効果ガスの発生抑制に取り組むとともに、環境負荷の軽減に対する意識の醸成を図ります。

第4号 参加・教育・学習

- ・クリーンセンターやリサイクルプラザなどの見学による環境学習や、学校や地域での自然体験・環境学習を進め、市民の環境意識の向上に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

- 市民・団体・事業者は、環境保全に対する意識を高めます。
- クリーン作戦等をはじめ、それぞれの地域の環境美化活動に取り組むとともに、環境パトロールを実施するなど、不法投棄の防止にも努めます。
- 行政は、団体や事業者の模範となる環境保全に対する取組みを進めるとともに、すべての市民が環境保全に対する意識を持ち、積極的に取組みを進めるよう環境学習等を推進します。

第2章 夢と生きがいに満ちた

健康で安心して暮らせる長寿のまちをめざして

第4節 環境保全の推進

第2項 環境衛生、循環型社会の構築

基本方針

市民生活から発生する廃棄物による環境負荷を軽減するため、容器包装リサイクル法や食品リサイクル法などのリサイクル関連法に則した施策を実施し、循環型社会の構築をめざし、廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進します。

また、ごみ焼却施設や火葬場、し尿処理施設については、広域化や市民生活に対応できる新たな施設の整備に向けて取り組みます。

現状と課題

ごみ処理については、平成20年4月からリサイクルプラザの供用を開始し、同年10月からは燃やすごみ指定袋を導入するなど、リサイクルの取組みを推進しています。

しかし、更なるごみの減量と資源化を図るため、今後も、ごみの分別を徹底し、リサイクル率の向上に努める必要があります。

ごみ処理施設については、事業の効率化の観点から、嶺南6市町による「廃棄物広域化準備室」を小浜市環境衛生課内に設置し広域整備に向け協議を進めています。

クリーンセンターについては、広域ごみ焼却施設の供用開始まで年数を要することから、既存施設の性能水準を維持することを目的に基幹的設備の改良が必要です。

し尿処理については、下水道の普及により全体の処理量は減っていますが、引き続き処理を続ける必要があります。し尿処理施設は、築後27年が経過し老朽化が進んでいますが、延命措置を講じるとともに、下水道の普及にあわせた施設整備が必要です。

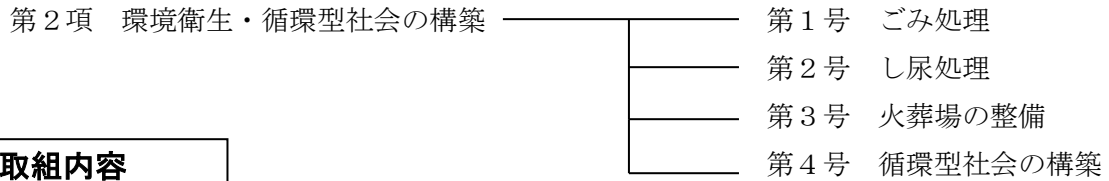
火葬場については、築後45年が経過し老朽化が著しいため、新たな広域斎場の建設が必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
燃やすごみ量	燃やすごみの1年間の収集量	5,006 t	5,770 t	97.1%
埋立てごみ量	埋立てごみの1年間の収集量	353 t	350 t	105.7%
リサイクル率	全ごみ量のうち資源化されたごみの割合 (H20年度全国実績 20.3%)	23.9%	19.2%	87.3%

※H32 目標値は、ごみ処理基本計画 (H24.3) に基づく

施策の体系



取組内容

第1号 ごみ処理

- ・ごみの分別の徹底によるリサイクル率の向上と減量化に努めます。
- ・引き続きごみ処理の広域化に向けた取り組みを推進します。
- ・事業系収集ごみおよび家庭系収集ごみについて、ごみ処理の広域化に合わせ有料指定袋等の導入による有料処理の方法を検討します。
- ・クリーンセンターについては、基幹的設備の改良工事を行い、効果的な設備の維持を図ります。
- ・リサイクルプラザについては、今後も安全運転に努め、ごみの適正処理を推進します。

第2号 し尿処理

- ・下水道の普及によりし尿の処理量は減少していますが、集落排水処理施設等の汚泥についても引き続き処理する必要があることから、今後のし尿や汚泥の量および質の変化に対応した処理のあり方について検討します。

第3号 火葬場の整備

- ・新しい火葬場の建設については、事業の効率化の観点から、近隣町と共同で広域斎場の整備に取り組みます。

第4号 循環型社会の構築

- ・各種リサイクル法に基づいたリサイクルを推進し、燃やすごみおよび埋立てごみの減量と資源化を図ります。
- ・市民や事業者に対して3R（※1）の意識啓発を図り、リサイクル意識の向上に取り組みます。
- ・市民や事業者に対して、食品廃棄物の削減や生ごみの水切り等の意識啓発を図り、燃やすごみの減量化に努めます。

（※1）3R

リデュース（Reduce：ごみの減量）、リユース（Reuse：再利用）、
リサイクル（Recycle：再資源化）の3つのRのこと。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、ごみの排出量を抑制するとともに、ごみの分別徹底とリサイクルに努めます。

行政は、循環型社会の構築に向け、市民・団体・事業者に対する意識啓発を進めるとともに、リサイクル推進体制を整えます。

近隣町と協議し、新しい広域ごみ焼却施設の早期建設に取り組みます。

近隣町と協議し、新しい広域斎場の早期建設に取り組みます。

第3章 夢を生み出す魅力ある産業・観光のまちをめざして

第1節 観光・交流活動の振興

第1項 観光

基本方針

将来にわたり持続できる地域経済の活性化を図るため、引き続き、食や食文化等の地域資源の情報発信に努めるとともに、「観光」を軸としたまちづくりを推進します。

行政と民間により設立した「おばま観光局」においては、観光振興とまちづくりを融合した政策を展開します。

特に、日本遺産をはじめ地域資源の魅力を市内外へ強力に発信するとともに、「道の駅」「海の駅」「まちの駅」を連携させ、観光客の回遊性の創出、市内各観光スポットへの誘導による滞在時間の延長により、地域産業、経済の活性化を図ります。

さらに、小浜市の有する地域資源を都市目線で検証し、都市部へ向けた情報発信・誘客促進に取り組みます。

現状と課題

本市と若狭町からなる「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道」が日本遺産第1号に認定され、また、平成27年3月アメリカCNNによる日本の最も美しい場所31選に小浜の蘇洞門が選出されるなど、国内外からの注目が高まる中、こうした効果を観光交流人口の増大につなげ、地域産業および経済の活性化を図る必要があります。

国においては、インバウンド観光の促進に注力するとともに、「日本版DMO」(※1)による国内地域の活性化を促す方針が示されています。

小浜市においては、「おばま観光局」がその機能を担い、観光地域づくりの舵取り役として、観光関係団体はもとより、市民や団体、事業者等を巻き込みながら、行政も一体となったオール小浜体制により、地域資源を活かした観光振興施策に取り組むことが重要となっています。

(※1) 日本版DMO

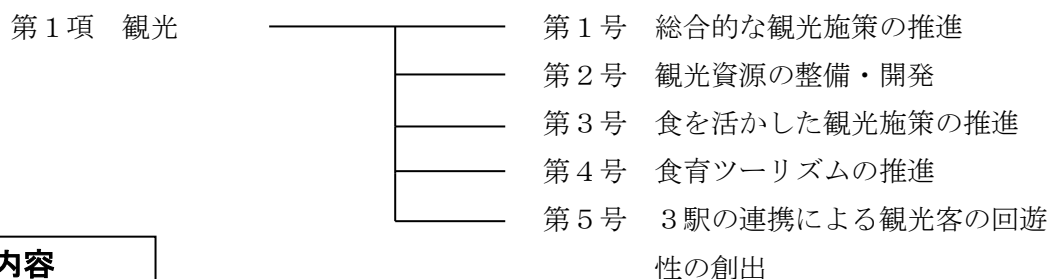
DMO: Destination Management (又はMarketing) Organization

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、統計データ等の収集・分析など科学的アプローチを取り入れた、観光地域づくりを行う舵取り役。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
観光交流人口	市内の観光施設等に訪れた1年間の観光客数	2,200,000人	1,700,000人	85.0%
施設の宿泊・利用者数	市内の宿泊施設の1年間の宿泊・利用者数	500,000人	350,000人	76.1%
観光消費額	宿泊費、交通費、土産代、入場料等の1年間の合計額	147億円	104億 5,700万円	77.9%
食文化館来館者数	食文化館の1年間の来館者数	350,000人	240,000人	74.5%

施策の体系



取組内容

第1号 総合的な観光施策の推進

- ・小浜市における日本版DMOの役割を担う組織として「おばま観光局」の機能充実を図ります。
- ・「おばま観光局」を中心に、行政と民間が一体となり、各産業界・まちづくり団体・地域団体等が連携し、観光施策を推進します。
- ・地域営業力を強化するとともに、地域あげてのホスピタリティー（※1）を向上させるなど、観光客の受け入れ体制を整備します。
- ・着地型観光（※2）メニューの企画に取り組みなど、観光誘客事業を実施し、滞在型観光地を形成します。
- ・さまざまなメディアを活用し、本市の観光情報を積極的に発信します。
- ・観光を切り口とした産業振興を図るため、1次、2次、3次産業の6次化（※3）による地域資源の有効活用に取り組み、市内産業および経済への波及効果を生みだします。
- ・日本遺産をはじめ、広域連携による観光ルートを整備するなど、ブランドを生かした県域を越えた連携による観光誘客施策を展開します。
- ・舞鶴若狭自動車道の全線開通にあわせた、地域の魅力を発信する施設整備を図るなど、観光と農林水産業が一体となったPRを展開します。
- ・外国人観光客については、姉妹都市や友好都市との交流を通じて受け入れを推進するとともに、Wi-Fi環境の整備や免税店の増加など、受入環境の整備・充実に民間事業者とともに取り組みます。また、外国人観光客の多い京都・奈良との連携による本市への観光ルート等を開発し、本市ならではの外国人ツアー客の拡大を図ります。
- ・観光客向けの案内看板の整備については、計画的な整備が必要であるため、「小浜市マイタウンサイン計画」を見直します。
- ・観光資源に関する情報を収集・管理・保護・活用するとともに、観光コンシェルジュとして観光おもてなしに取り組む人材を育成します。

（※1）ホスピタリティー

おもてなしの心、相手を思いやり、手厚くもてなすこと。観光産業の基本理念としてとらえられる。

（※2）着地型観光

地域住民が主体となって観光資源を発掘、プログラム化し、旅行商品としてマーケットへ発信・集客を行う観光事業への一連の取組みのこと。

（※3）1次、2次、3次産業の6次化

1次、2次、3次それぞれの産業を結合・融合することにより、新たな産業を形成し、地域に新たな所得と就業の機会を生みだそうとする取組みのこと。

(※4) 観光コンシェルジュ

観光客の多種多様なリクエストに対し、観光情報をはじめ交通情報、地域情報など、様々な情報を紹介・提供・案内する人。

第2号 観光資源の整備・開発

- ・観光ニーズに対応した地域資源の活用を図るとともに、新たな地域資源の発掘に取り組みます。
- ・まち歩き観光など着地型観光メニューを開発します。
- ・「若狭の語り部」をはじめとする観光ボランティアを育成します。
- ・海・山などの自然、食、歴史、文化など、既存の豊富な観光資源の魅力を活かすとともに、民間事業者との連携のもと、観光ニーズの高い温泉等を含む、新たな観光資源開発の可能性を探ります。

第3号 食を活かした観光施策の推進

- ・食のまちづくりの取り組みを引き続き展開するとともに、その中で培ってきたノウハウをもとに、食を活かした観光施策を推進します。
- ・食のまちづくりの拠点施設である食文化館をはじめ、「海の駅」川崎地区は、小浜を象徴する「食」や「体験」、「風景」に出会える場所として知名度が向上していることから、その期待に応え得る魅力ある観光施策を推進します。
- ・食文化館の展示物の充実や四季に応じた企画イベントの充実を図ります。
- ・「おばま観光局」は食文化館と濱の四季を組み込んだ活用についてプロデュースし、食文化館来館者の市街地への誘導の取組みを強化します。
- ・「おばま観光局」において地場産品を活用した特産品やご当地グルメを企画・開発し、市内に普及するとともに販路の拡大を促進し、地域産業の活性化を図ります。

第4号 食育ツーリズム

- ・市民を対象に実施してきた食育事業のうち、市外の方にも提供できる事業については観光と結び付けた「食育ツーリズム」とし、食文化館等の施設を有効活用しながら受け入れ体制を整備し、実施します。
- ・ミラノ万博に出展し好評を得たキッズ・キッチンを通じて、小浜の食育を世界に広くPRするとともに、海外からの「食育ツーリズム」の受け入れを行い、「食のまち小浜」として世界へ発信します。

第5号 3駅の連携による観光客の回遊性の創出

- ・小浜ICに近接する「道の駅」と、御食国若狭おばま食文化館を中心とする「海の駅」エリア、そして、市指定文化財「旭座」をランドマークとする「まちの駅」の3駅の連携により、観光客の回遊性を創出し、小浜市の産業および経済の活性化を図ります。
- ・市内の観光スポットを結ぶ循環バス路線を整備するとともに、歴史的遺産などを体感できるバーチャル空間の提供やインバウンド観光対応などを一体的に整備するなど、回遊性を創出する基盤づくりに取り組みます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、「おぼま観光局」が中心となって展開する観光施策において、それぞれが持つ地域力を最大限に活かしながら、一体となって取り組みます。

市民・団体・事業者・行政は、本市が有する地域資源について熟知するよう努め、それぞれの資質の向上に努めます。

市民・団体・事業者・行政は、着地型観光の担い手であることから、地域あげてのホスピタリティーの向上に努め、多くの観光客を迎える受け皿となります。

行政は、観光や交流に関するイベント等を開催する時は、市民・団体・事業者と協力して実施します。

第3章 夢を生み出す魅力ある産業・観光のまちをめざして

第1節 観光・交流活動の振興

第2項 交流活動

基本方針

市民が主体となった、さまざまな交流活動を推進します。

交流の受け皿となるすべての市民は、本市が有する地域資源について熟知するよう努め、それぞれの資質を高めるとともに、地域あげてのホスピタリティーを向上します。

姉妹都市交流や友好都市交流等、都市間交流を推進し、本市の活性化を図ります。

国際交流活動への市民の参加、関与を積極的に進めます。

市民主体の国際交流活動となるよう、民間団体の充実強化に向けた支援を行うとともに、民間団体と行政の連携を図ります。

現状と課題

本市はこれまで、姉妹都市や友好都市との交流をはじめ、経済・文化・教育等を通じさまざまな交流活動を展開してきました。そうした交流活動には、市民主体の積極的な取り組みが大切であり、今後は、ホスピタリティーの向上など、すべての市民の資質の向上が一層必要となります。

交流活動を通じ、本市の活性化を推進するためには、姉妹都市等との経済交流を促進するとともに、国内都市間での交流事業に取り組むことも必要です。

国際交流については、交通手段、情報通信技術等の発達により、各国間、各地域間の時間距離が急速に短縮されたことで、国境を越えた人や情報等の往来も飛躍的に増大しています。

このことは、在住外国人の増加や外国人旅行者の増加、国境を越えた環境問題の深刻化など、さまざまな分野において国際化の波が地域にも及んできており、本市においても国際化に対応した施策を推進する必要があります。

本市では、国際交流に関する民間団体の活動が活発ではあるものの、人材や財政での体制は必ずしも十分とはいえないのが現状です。

本市に住む外国人の悩みや問題を安心して相談できる国際交流団体や人材の育成が必要です。

また、外国人旅行者などに対する、外国語表記の案内看板や資料を充実させ、各観光施設の受入れ体制の整備が必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
国際交流関係イベントへの参加者数	市内で活躍する国際交流関係グループが実施するイベントへの1年間の参加者数	1,100人	1,100人	52.4%

施策の体系

第2項 交流活動

第1号 交流環境の充実

第2号 都市間交流の促進

第3号 国際交流活動の推進

第4号 特色を生かした教育旅行の受け入れ促進

取組内容

第1号 交流環境の充実

- ・交流活動の主体となるすべての市民は、本市が有する地域資源について熟知するよう努めるとともに、地域あげてのホスピタリティーの向上に努めます。
- ・外国人観光客の市内への受入を促進するため、観光案内看板や観光パンフレット等を多言語化するなど、受入基盤を整備するとともに、通訳ボランティアの育成を図るなど、外国人受入体制を整備します。
- ・国際交流や多文化共生に関する情報を、広報媒体や各種団体のネットワーク等を通じて情報提供に努め、より多くの住民の参加や支援を得るための環境整備に努めます。

第2号 都市間交流の促進

- ・友好都市・姉妹都市等の文化や歴史、さらには文化圏への理解を深めるとともに、本市の文化紹介を通じて市民の都市間交流を促進します。
- ・効果的な情報発信を推進するため、交流面においては、都市との交流、特に関東エリアでの情報発信を推進します。

第3号 国際交流活動の推進

- ・市民主体による国際交流事業や友好都市を軸とした交流活動を展開し、市民の国際意識の醸成を図るとともに、通訳ボランティアを育成するなど、多文化共生に向けた交流基盤整備を図ります。
- ・将来を担う若い世代の国際感覚を醸成するため、学校教育のみならず、地域での国際交流事業への参加を促進します。

第4号 特色を生かした教育旅行の受け入れ促進

- ・地域の特色ある体験プランを組み込んだ教育旅行を積極的に誘致し、他地域の児童・生徒と地域住民との交流拡大を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者・行政は、本市が有する地域資源について熟知するよう努めるとともに、地域あげてのホスピタリティーの向上に努め、交流活動に積極的に参画します。

行政は、充実した交流活動となるよう環境整備に努めるとともに、活動に対して支援します。

第3章 夢を生み出す魅力ある産業・観光のまちをめざして

第2節 産業の振興

第1項 農業

基本方針

地域農業を守り、発展させていく担い手の育成を図るとともに、それらの担い手への農地集積の取組みを進めます。

また、園芸農業や環境保全型農業、観光等との連携等を進め、消費者ニーズに対応した農業経営への転換を促します。

その際、農業者の意欲が農業生産に反映できる環境の整備を進めます。

さらに、地域の安全・安心につながるよう、鳥獣害の防止に努めます。

現状と課題

本市の農業は、米の消費減退、農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化や担い手の減少等から厳しい状況にあります。

一方、地域の立地を活かした自然光利用型の大規模園芸ハウスの整備や経営面積が100ヘクタールを超える農業法人の設立等、市内に新たな農業活性化の動きが現れてきており、これらの動きを市内全域に拡大することが重要です。

一方で、近年、シカ、イノシシ等による農作物への被害が甚大であり、地域農業を維持・発展させていく上で大きな問題となっており、その防止対策として、有害鳥獣の個体数の削減や侵入防止柵の設置等を早急に進めることが必要です。また、将来にわたり、効果的な捕獲・駆除対策を実施するための捕獲の担い手不足が課題となっています。

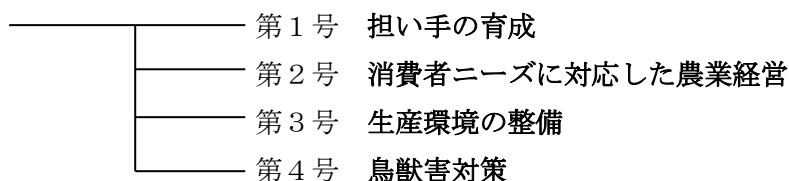
目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
担い手への農地集積	本市の農地面積のうち、認定農業者や集落営農組織の農地面積が占める割合	80.0%	38.5%	55.0%
有害鳥獣の個体数調整(シカ)	1年間の有害鳥獣の捕獲数	2,184頭	—	—

※有害鳥獣の生息数状況や被害状況により捕獲頭数を決めるため、目標値を設定しない。

施策の体系

第1項 農業



取組内容

第1号 担い手の育成

- ・認定農業者や集落営農組織を育成するとともに、農地中間管理機構を通じてそれらの担い手への農地の集積・集約を進めることで、地域が自らの農地を守る体制づくりを進めます。
- ・市内の先進農業者の下で園芸栽培を中心に農業を体験・研修するとともに、集落の行事など小浜市の魅力ある生活を体験できる体制を整えることで、地域内外から新規就農者を呼び込みます。
- ・園芸栽培の研修を修了した新規就農者の市内での就農・定住をマッチングするとともに、需要の高い野菜等の生産を振興することで、市内全域で園芸生産をさらに拡大します。

第2号 消費者ニーズに対応した農業経営への転換

- ・地域ぐるみでの環境保全型農業の取組みを拡大することで、小浜市の豊かな水や美しい環境を活かしたストーリーのある農産物の生産を推進します。
- ・農産物の生産に加え、加工、販売、観光などとの連携による高付加価値化の取組みを支援することで、生産者の所得の向上を図ります。

第3号 生産環境の整備

- ・水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業の多面的な機能の発揮に向けた活動の支援を行い、魅力と活力のある農業・農村の構築を図ります。
- ・意欲ある地域での農業生産基盤整備を進めることで、農業者の創意工夫を活かすことができる環境を整備します。

第4号 鳥獣害対策

- ・有害鳥獣の生息数や被害状況を把握し、適切な個体数まで削減すべく、捕獲・駆除対策、集落への侵入防止対策ならびに集落の主体的な被害対策体制の構築を推進するとともに、近隣市町等と連携を強化し、広域的かつ効果的な被害対策を図ることで、農業者が安心して農業生産に取り組める環境を整備します。
- ・学校教育等を通じ、鳥獣被害の現状や対策に理解を深め、被害対策に携わる担い手を育成するとともに、有害鳥獣の適切な処理および獣肉の有効利用を推進します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、有害鳥獣のえさ場をなくすことや追い払い活動を行うことなど、集落全体で鳥獣害対策に主体的に取り組めます。また、学校教育、市民農園などで農業に触れることで、農業生産や自然環境への理解を深めます。

団体・事業者等は、地域で今後の農業のあり方について徹底的な話し合いを進めるとともに、消費者ニーズに対応した農産物の生産や、地域農産物を活用した加工品の開発、販売等に取り組めます。

行政は、各種支援対策を活用し、農業経営の効率化や所得の向上、農地の有効利用、鳥獣害対策等を推進します。

各種協議会や関係機関、団体が連携し、農業振興の方針や具体的な取組みを検討し、実施します。

第3章 夢を生み出す魅力ある産業・観光のまちをめざして

第2節 産業の振興

第2項 林業

基本方針

森林の有する水源涵養や国土・環境保全、保健休養等、多くの公益的機能を有効に発揮させるとともに、その恩恵を将来に持続させるため、長期的な観点に立った森林の利用・育成を図ります。

具体的には、間伐材の利用等、「木を伐^きって使う」ことを進め、収益を得る「経済林」の側面と、公益的機能を発揮する「環境林」の側面を持つ森林を整備し、健全で豊かな山林と、緑や花のあふれる美しいふるさとづくりを推進します。

現状と課題

本市の森林面積は19,094haで、市域の82%を占めています。

森林は林産資源であるばかりでなく、水源涵養や国土保全、保健休養など、公益的機能を持っています。

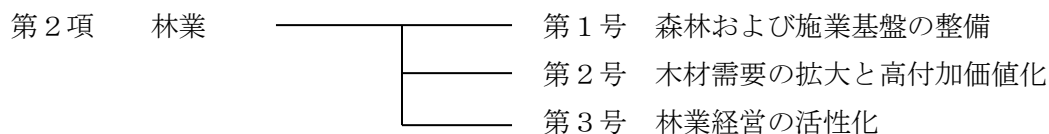
しかし、木材価格の下落や林業労務費の高騰等によって林業の採算性は悪化し、森林所有者の森林管理意欲は著しく薄れています。

森林資源の保護・育成に努めながら、これらの公益的機能を将来に向けて活用していく必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
間伐材利用量	小浜市域の1年間の間伐材搬出利用量	3,976 m ³	3,047 m ³	93.6%

施策の体系



取組内容

第1号 森林および施業基盤の整備

- ・間伐・病虫害防除等による、水源涵養と土砂流出防止機能を持つ森林資源の保全・育成、林道の維持管理に努めます。
- ・施業の遅れている市有林において、良質材の生産と収益確保のため、枝打・間伐等の施業を実施します。
- ・森林の大切さを啓発する活動を推進します。

第2号 木材需要の拡大と高付加価値化

- ・間伐材等の有効利用について、公共事業への積極的な使用を推進します。
- ・地球温暖化防止、循環型社会形成、産業育成、林業活性化の観点から、ペレットストーブ等の木質バイオマスの導入・利活用について、課題・推進方策を検討します。
- ・間伐材等の新たな需要として、合板や集成材を含めた利用促進を支援するとともに、魚礁への使用等、他産業での利用も研究していきます。

第3号 林業経営の活性化

- ・森林組合の組織強化と、普及・加工・整備・販売などの経営の多角化を支援します。
- ・林業従事者の労働環境改善により従事者を確保します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、良好な森林の保全等が行われるよう意識を持つとともに、団体・事業者・行政が実施する施策に協力し、また自らが主体となって、森林や花・木に関わる活動を継続します。

団体・事業者は、その事業活動によって良好な森林の保全等を阻害することのないよう努めるとともに、専門知識を活かして活動し、行政が実施する施策や市民の活動を支援します。

行政は、関係機関と連携し、森林の保全等に関する施策を実施するとともに、森林の保全等について市民等の意識の高揚に努めます。

協働を確実に実行するために、市民・団体・事業者・行政は情報を積極的に発信し、共有します。

第3章 夢を生みだす魅力ある産業・観光のまちをめざして

第2節 産業の振興

第3項 水産業

基本方針

水産資源の保護や漁場環境の整備や養殖業の拡大により、消費者からの需要が高い「若狭もの」の生産拡大に努めます。

また、小浜特有の加工文化をブランド化して発信するとともに、観光業との連携を図ること等により、水産業を核とした経済の好循環を創出します。

また、沿岸域総合管理の手法を活用し、海をいかしたまちづくりを進めます。

現状と課題

小浜市の水産物は「若狭もの」として評価が高く、小浜特有の加工文化も発達しています。

また、市内に福井県栽培漁業センター、福井県立大学海洋生物資源学部、若狭高校海洋科学科等の水産研究・人材育成機関が集積しており、これらの連携を図ることが重要です。

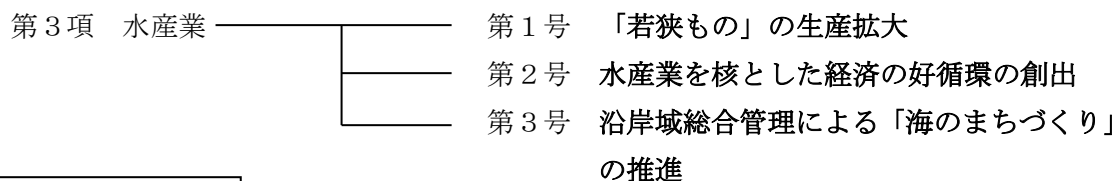
漁業については、これまで、漁港などの水産基盤整備を進めるとともに、つくり育てる漁業の定着や付加価値の高い品目の育成、体験交流を通じた消費の拡大に努めてきた一方で、漁獲量や魚価の低迷とともに、資材の高騰などにより漁業経営は悪化しており、就業人口も年々低下しています。

今後は、生産拡大に積極的に取り組むとともに、日本遺産に認定された「御食国若狭と鯖街道」のストーリーも活かした販路拡大等に取り組むことが必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
漁村の体験交流施設における地区外交流人口	ブルーパーク阿納の1年間の利用者数	5,000人	3,500人	100%
漁業士の人数	地域の中核的存在となる「青年漁業士」、後継者の育成に指導的役割を果たしている「指導漁業士」の人数	10人	8人	72.7%

施策の体系



取組内容

第1号 「若狭もの」の生産拡大

- ・福井県立大学海洋生物資源学部や若狭高校海洋科学科、福井県栽培漁業センター等の市内に集積する水産研究・人材育成機関との連携を図り、水産物の生産拡大および高付加価値化を進めます。
- ・人工的に藻場を造成し、サザエやアワビ、ウニ等の磯根生物が生息しやすい環境を整備するとともに、藻場に生える海藻の商品化を進め、漁業者の所得向上を図ります。
- ・小浜市と縁の深いサバについて、養殖による生産量の拡大に取り組むとともに、日本遺産に認定された「御食国若狭と鯖街道」のストーリーを活かした販路を開拓し、観光誘客につなげます。
- ・福井県栽培漁業センター等と連携して、地域の特性や消費者ニーズを踏まえた魚種の検討を行い、市内に集積している水産研究機関の技術を活かした新しい栽培漁業を推進します。
- ・海底耕うんや堆積物除去等の漁場整備による資源保護を推進します。
- ・漁港施設等の機能確保のため、機能保全計画による整備・維持補修を実施します。

第2号 水産業を核とした経済の好循環の創出

- ・「おばま醤油干」や「小鯛ささ漬け」、「浜焼き鯖」、「へしこ・なれさば」等、地域に根付く小浜特有の食品加工文化をブランド化し、地域内外に向けて発信することで、小浜市に集積する水産物の流通・加工業の活性化を図ります。
- ・近年のブルーツーリズムに対するニーズの高まりに対応するため、各々に異なる漁業集落の特徴を活かした訪問・滞在プログラムを開発することで、交流人口の拡大を促し、漁村全体の活性化につなげます。
- ・小浜市のその他の観光資源と連携しつつ、小浜市で「獲る・加工する」段階から、市内で「楽しむ・食べる・買う」、市外で「売る」段階までをつなげることで、経済の好循環の創出を図ります。

第3号 沿岸域総合管理による「海のまちづくり」の推進

- ・沿岸域総合管理の手法を活用して、漁業者や市民、行政等の様々な主体が連携して海の環境保全等に取り組み、小浜市の海の魅力を内外に発信します。
- ・豊かな自然環境の形成、海の安全・安心の提供、安らぎ空間の提供等の水産業の多面的な機能の発揮に向けた支援を行い、魅力と活力のある漁業・漁村の構築を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、地魚の消費拡大など、水産業振興に関する意識を持つとともに、団体・事業者・行政が実施する施策に協力します。

団体・事業者は、その事業活動によって良好な水産環境等を阻害することのないよう努めるとともに、品質向上や体験交流など、専門知識を活かして積極的に活動し、さらに行政が実施する施策や市民の活動に協力します。

行政は、関係機関と連携し、地魚を食べる習慣を向上させるなどの水産振興等に関する施策を実施するとともに、水産業振興に関する市民等の意識の高揚に努めます。

協働について確実に実行するために、市民・団体・事業者・行政は情報を積極的に発信し、共有します。

第3章 夢を生みだす魅力ある産業・観光のまちをめざして

第2節 産業の振興

第4項 商業

基本方針

中心市街地のにぎわい創出の重要な役割を担う商店街において、商業空間の魅力を高めるため、消費者のニーズに合わせた個性と魅力ある店づくりを支援します。

また、空き店舗解消のための制度を充実させるなど、中心市街地での創業、起業を支援します。

現状と課題

モータリゼーション（※1）や核家族化の進展に伴い、商業の中心は商店街からロードサイド型大型店舗（※2）へと移行し、中心市街地の空洞化や商店街の衰退が一層進んでいます。

市の顔と言わなければならない中心市街地の賑わい創出は不可欠であり、民間と行政が協働して取り組むことが必要です。

こうしたことから、中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地の賑わい創出をめざした事業を民間と行政が協働して取り組むことが必要です。

また、高度化・多様化する消費者のニーズに対応できる店づくりを支援するため、空き店舗対策を充実させるなど、各種助成制度や融資制度の拡充に取り組み、経営基盤の強化、充実を図る必要があります。

（※1）モータリゼーション

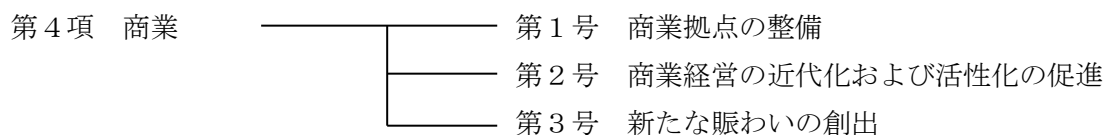
自家用車が広く市民生活の中に普及し、生活必需品化すること。

（※2）ロードサイド型大型店舗

主に、都市の郊外に見られる、交通量の多い幹線道路やバイパス沿いに立地する、広い駐車場を備えた大型の店舗のこと。一般に、量販店やチェーン店等が立ち並ぶため、画一的な景観となっている。

目標・指標				
目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
中心市街地の歩行者・自転車等通行量	中心市街地 6 地点における平日 1 日の歩行者・自転車通行量 (「小浜市中心市街地活性化計画」において目標値としている)	4,500 人	4,010 人	91.1%
中心市街地の観光交流人口	中心市街地のホテル等宿泊者数と観光施設利用者の 1 年間の合計 (「小浜市中心市街地活性化計画」において目標値としている)	350,000 人	120,000 人	81.6%

施策の体系



取組内容

第 1 号 商業拠点の整備

- ・利用者のニーズに即した魅力ある商業集積を進めます。また、利用しやすい駐車場の設置等、商店街等を支援しサービス向上を図ります。
- ・賑わい創出のためのイベント等、積極的に事業を実施する商店街等を支援し、魅力ある商業基盤整備に努めます。

第 2 号 商業経営の近代化および活性化の促進

- ・商業の近代化、活性化を図るため、関係機関と連携し若手経営者等のやる気を引き出すための施策を充実します。
- ・市民や観光客にとって魅力ある店舗づくりのための取組みや、空き店舗等を活用した起業家を積極的に支援します。

第 3 号 新たな賑わいの創出

- ・高校生等の若者による賑わい創出のための提案を募るとともに、実際にイベント等の企画・実施を通じて、魅力ある商店街づくりに努めます。
- ・まちの駅と連携し、市民や観光客が日常的に集い・憩い・賑わう場を創出します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

事業者は、消費者のニーズに合わせた魅力ある商店街づくり、店づくりに取り組むほか、本市の特産品や伝統的工芸品を貴重な地域資源として認識し、自ら情報発信や利用促進に取り組めます。

行政は、中心市街地の基盤整備と、事業者による取組みに対して積極的な支援を行うほか、商工会議所、観光関連団体等と連携を図り、中心市街地に観光客等を誘導し、賑わいの創出に努めます。

第3章 夢を生み出す魅力ある産業・観光のまちをめざして

第2節 産業の振興

第5項 工業・企業誘致

基本方針

地域経済の好循環を図るためには、農林水産業や箸製造・食品加工といった本市の特性を活かした産業の基盤整備が重要です。

また、本市の企業の大部分が中小企業であることから、経営安定や事業拡大に向けた取り組みに対する支援体制をより一層充実します。

特に、企業誘致については、若い世代、特に女性層の雇用創出を図るため、職種や雇用条件、生活環境の不適合などによる雇用のミスマッチの解消に向けた戦略的な企業誘致を進めます。一方で、電源地域としての有利な制度の利用や産業団地の整備を図るとともに、県外企業が進出しやすい環境整備に努めるとともに、起業に対する支援など起業マインドの醸成に向け取り組みます。

伝統工芸産業についても、引き続き技術の向上や後継者の育成に努めるとともに、情報発信事業や観光事業との連携により経営基盤を強化します。

現状と課題

景気動向については、これまで「原油や原材料価格の上昇」や「円安」が懸念材料でしたが、今後は「中国経済の景気減速」が大きな懸念材料とされています。こうした不安定な景気状況の中、本市の産業基盤である中小企業に対する積極的な支援が引き続き不可欠です。

企業や事業所においては、将来を見据えた人材育成や販路開拓、商品開発等、基礎体力の強化を重要視しており、民間と行政の協働による取り組みが必要です。

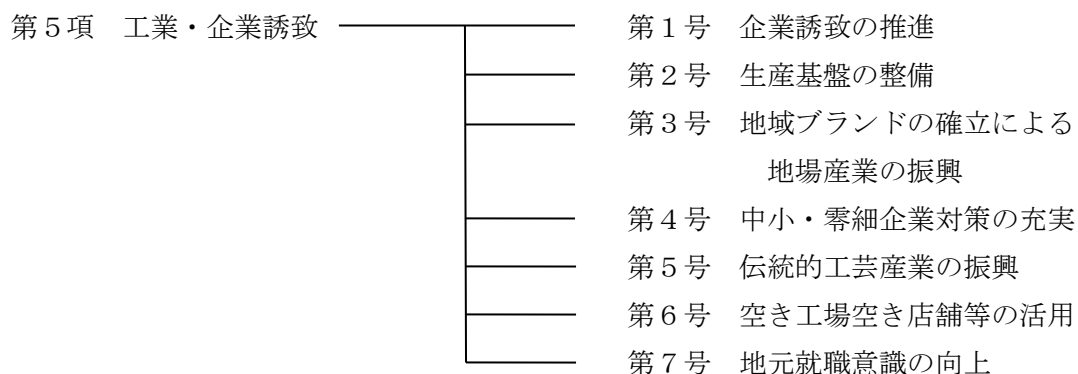
企業誘致については、交通アクセスの整備や適正な用地価格等を考慮した企業団地を整備し、企業のニーズに的確に対応していくことが必要です。また、企業誘致の地域間競争が激化する中、本市の特性や独自性を打ち出す必要があります。

また、伝統的工芸品である若狭塗や若狭めのう細工、若狭和紙については、従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、早急な対策が必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
新規誘致企業数	県外から新規に誘致する企業数	2 社	4 社	200%
産業団地整備状況	市が保有する産業団地の面積	3.5ha	1.8ha	81.0%

施策の体系



取組内容

第1号 企業誘致の推進

- ・企業、事業者が利用しやすい助成、支援制度を整備するとともに、電源地域としての特性をPRし、電気を大量に消費する企業や、食・健康・水などといった本市の風土や特性に合う活力ある企業誘致を推進します。
- ・先端的農商工連携施設等、地域産業の活性化につながる企業誘致に努めます。
- ・誘致する企業は、就業機会の拡大・就業者の増加に寄与するかという視点を考慮し、戦略的な企業誘致政策を進めます。
- ・竜前企業団地の早期売却に努めるとともに、起業ニーズに柔軟に対応できる新企業団地の整備にも取り組みます。

第2号 生産基盤の整備

- ・企業間の連携、協力による事業の活性化、新規分野の開拓を推進することにより、技術・情報・人材等、経営資源を確保するとともに、充実します。

第3号 地域ブランドの確立による地場産業の振興

- ・新たな地域資源を活用したブランド化商品の開発等により、商品の高付加価値化、競争力強化を図り、水産食品加工業、若狭塗箸等の地場産業、伝統工芸産業等の振興を図ります。
- ・更なる地場産業、伝統工芸産業等の振興を図るため、ふるさと納税等の制度を活用するなど、新たな販路開拓に取り組みます。
- ・地域おこしを目的とする団体によるオンリーワン・ナンバーワンとなる特産品の開発および販路開拓を支援します。
- ・生産から加工、流通・販売までを一手に行う六次産業化を推進し、市内農林漁業者の経営改善、所得の向上と雇用の創出を通じた地域活性化を図ります。

第4号 中小・零細企業対策の充実

・産業支援センター等、外部機関や商工団体等と連携し、情報提供を充実させるとともに、国、県等の各種助成、融資制度の活用を促進し、生産技術の高度化、人材育成等に努めます。

第5号 伝統的工芸産業の振興

・生活様式やニーズに合う新商品開発やデザイン開発を促進し、地域ブランドの向上および産地の振興を図ります。

・さらなる技術の向上および同産業の魅力や意義の啓発・情報発信、また、福井県等関係機関と連携しながら美術工芸大学等へのアプローチや地域おこし協力隊の活用など、やる気のある外部人材の積極的な誘致を図り、後継者の育成に努めます。

第6号 空き工場空き店舗等の活用

・市内に点在する空き工場、空き店舗等を利用した事業者や起業家に対し必要な支援措置を講じることで、市内における雇用の場の創出と産業の振興を図るとともに、起業マインドの醸成を図ります。

第7号 地元就職意識の向上

・子どもたちに、「将来は地元で就職したい」という意識を根付かせるとともに勤労観を醸成するため、成長段階に応じた手法により、地元で活躍している企業、成功事例などの情報を継続的に提供します。

・保護者に対しても、地元企業の実態や最新情報に触れる機会をつくり、家族ぐるみでの地元志向の向上を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

事業者は、新商品開発や販路開拓等により、技術・情報・人材等、経営資源の確保・充実に努めます。

行政は、企業、事業者が利用しやすい助成、支援制度の拡充を図り、風土に合う活力ある企業誘致を推進します。

企業と行政が連携を密にし、産業振興に取り組みます。

第3章 夢を生み出す魅力ある産業・観光のまちをめざして

第2節 産業の振興

第6項 労働環境

基本方針

市民がゆとりと生きがいを持って豊かな生活を営むためには、雇用の安定が不可欠です。

また、正規雇用者と非正規雇用者の格差、ニートやフリーター、中高齢者等、就労困難者を取り巻く雇用環境が非常に厳しい状況であることから、企業の求人に応じた資格取得や技術習得等による就業機会の確保に努めます。

このほか、労働者が仕事と家庭生活を両立できるよう、介護休暇制度や育児休業制度が法制化されていることに伴い、企業や事業者への周知、普及啓発を図ります。

現状と課題

企業、事業者においては、非正規雇用者を中心とした雇用の打ち切り、正規雇用者の賃金抑制等、経費削減による企業体力の底上げを図っている状況です。

ハローワークおばま管内における有効求人倍率は、ここ数年継続して1倍を超える状況ですが、業種や雇用条件等により、求人と求職のミスマッチが続く状況です。

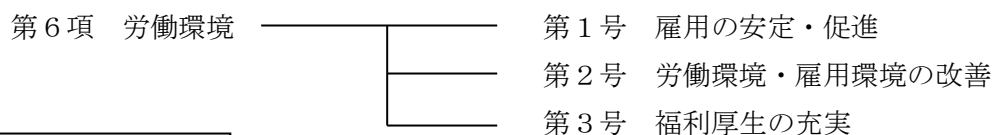
国は、介護休暇や育児休業等の取得や週休2日制の定着、労働時間の短縮等、労働者にとって働きやすい職場環境づくりを推進しており、市内の中小企業に対する、これらの制度を導入するための働きかけが必要です。

また、高齢者の就業機会の確保のため、若狭シルバー人材センターと協働した取り組みが必要です。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
若狭シルバー人材センター会員数	本市およびおおい町の会員合計	450 人	480 人	98.9%

施策の体系



取組内容

第1号 雇用の安定・促進

- ・企業、事業所およびハローワーク等関係機関と連携し、的確な地域の雇用状況の把握ならびに雇用創出に取り組み、市民の雇用の拡充および安定確保に努めます。
- ・小浜市内の大学・専門学校・高校卒業者が、学校で学んだことを活かせる就業環境を整備し、地元での就職を促進します。(水産業関連や医療・福祉関連など)
- ・ニートや未就業者などの就業機会を促進するため、ジョブカフェ(※1)等と連携し、積極的に若年者などの就業促進、早期離職防止等に取り組みます。
- ・若狭シルバー人材センターと連携し、高齢者の雇用確保、就業機会を確保するとともに、障がい者の雇用拡充に努めます。

第2号 労働環境・雇用環境の改善

- ・介護休暇や育児休業等の取得、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントの防止など、労働者が働きやすい職場環境をめざし、企業や関係機関と連携した取組みを進めます。
- ・週休2日制の定着、労働時間の短縮等、職場における労働条件がより一層改善されるよう働きかけます。

第3号 福利厚生の実施

- ・小規模事業所を対象とした健康診断の啓発や出前講座による健康教室等を実施するなど、事業者ならびに勤労者の健康意識の向上に努めます。

(※1) ジョブカフェ

若者就職支援センターの通称。若年者向けに職業や能力開発などの情報提供から就業支援まで行政と民間が共同でサービスを提供すること。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

事業者は、各事業所における、労働環境・雇用環境の改善のほか、福利厚生の実施に努めます。

若狭シルバー人材センター等の団体は、高齢者の就業機会を拡大するため、会員の増加をめざした取組みを進めます。

行政は、ハローワークやジョブカフェなど、関係機関と連携し、雇用の拡大に取り組みます。

第4章 夢を実現できる住み心地の良いまちをめざして

第1節 住み心地の良いまちの形成

第1項 秩序あるまちの形成

基本方針

本市は、古くからの歴史を持つ文化都市であり、昭和41年までコウノトリが生息していたなど、豊かな自然に囲まれ、優れた地域資源に恵まれています。

市民が住み心地の良い生活基盤を築くためには、保全すべき地域と開発すべき地域を明確に区分し、自然景観と調和した、秩序あるまちを形成する必要があります。

市民生活の場となる市街地から農山漁村地域と、それらを取り囲む自然あふれる地域について、それぞれが持つ特性を活かしながら、秩序あるまちを形成するとともに、地域の課題に対応するため、土地利用を計画的に推進します。また、本市の自然の良さを都市部に向けて積極的にPRし、本市への移住の機会創出を図ります。

現状と課題

これまで、本市の土地利用については、用途地域を設定するなど、地域の特性に応じた開発がなされるよう努めてきましたが、一部の地区については住宅用地と農用地、工業用地が混在する無秩序な開発が進んできました。

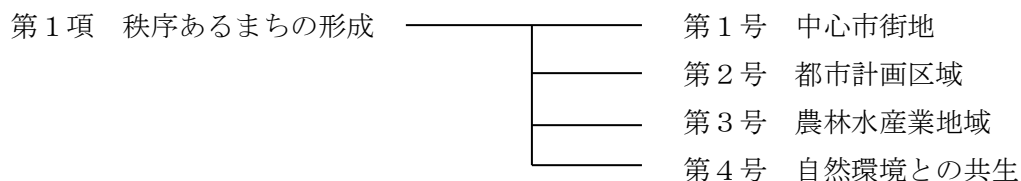
今後も、舞鶴若狭自動車道小浜IC(仮称)の開通や幹線道路の整備に伴う商業集積地等の変化、中心市街地の空洞化や高齢化が進んだ集落の増加など、市民の生活形態や地域コミュニティの形態に変化が予想されます。

こうした変化を的確に予測し、本市の特徴でもある歴史的な景観や保全すべき自然豊かな地域等との調和を図りながら、秩序あるまちを計画的に形成していく必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
本市らしい景観がまもられていると感じている市民の割合	市民意識調査において本市らしい景観がまもられていると感じている市民の割合	50.0%	36.0%	90.0%
自然環境がまもられていると感じている市民の割合	市民意識調査において自然環境がまもられていると感じている市民の割合	60.0%	47.0%	94.0%

施策の体系



取組内容

第1号 中心市街地

・中心市街地の賑わいの創出に向け、「まちの駅」を核に歴史や文化に調和した景観の形成や区域内の空き地の活用などを積極的に推進します。

第2号 都市計画区域

・快適な生活環境を確保するため、保全すべき土地と開発すべき土地を明確にし、自然環境と調和した開発を進めます。

・県道小浜上中線沿いの今富地区から遠敷地区にかけては、郊外大型店の進出が予想されるため、中心市街地の活性化等もあわせて、本市全体の都市計画に整合させた規制・誘導が必要であり、立地適正化計画を策定し、コンパクトシティをめざします。

・公園緑地については、指定管理者により維持管理の強化を図るとともに、老朽化した遊具の修繕等を行い、安全で利用しやすい施設をめざします。

第3号 農林水産業地域

・自立した農林漁村の形成・維持に向け、自然環境の保全や景観の形成、文化の伝承など、適切な地域資源の確保・保全に努めるとともに、持続可能な集落運営に向け空き家の利活用など移住者の受け入れ基盤の形成に努めます。

第4号 自然環境との共生

・美しい海や山、豊富できれいな地下水や湧き水など、誇るべきふるさとの原風景の維持・保全に努めるとともに、都市部への移住希望者に向けた積極的なPRに努めます。

・勢浜海岸については、市民に親しまれる海岸環境をめざします。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、小浜らしいまちの形成を意識するとともに、豊かな自然環境の保全に努めます。

事業者は、各土地利用計画を尊重し、本市の特徴である、歴史・文化・自然等との調和を念頭に置いて、土地の利用に努めます。

行政は、市民が思い描く本市のあるべき姿を的確にとらえ、各土地利用計画に反映させるとともに、秩序ある開発、適正な保全を誘導します。

第4章 夢を実現できる住み心地の良いまちをめざして

第2節 生活基盤の充実

第1項 広域交通網

基本方針

京阪神地域との大幅な時間短縮による地域の活性化を図るため、北陸新幹線小浜・京都ルートおよび琵琶湖若狭湾快速鉄道の建設に向けた取組みを推進し、広域鉄道網の確立をめざします。また、JR小浜線については、列車の増発や接続などによる利便性の向上、更なる利用促進を図るとともに、駅周辺の機能整備に努めます。

道路交通網については、なお一層地域の活性化が図られるよう、必要な道路整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

「道の駅若狭おばま」については、本市の情報発信の拠点のみならず、高速バスや路線バスが集結する交通結節拠点としての機能を付加するなど、舞鶴若狭自動車道小浜ICに近接している立地特性を生かした活用を図り、地域の活性化に結びつけます。

現状と課題

北陸新幹線の敦賀以西のルートについては、明確な方向性が示されていないため、昭和48年の整備計画どおり「小浜市付近を通過地とする」、小浜・京都ルートの早期決定を求めている必要があります。また、ルート決定後は建設負担金や新小浜駅の整備に向けた取組みが必要となります。

琵琶湖若狭湾快速鉄道については、早期に実現しなければならない重要プロジェクトですが、建設財源の確保や運営主体の決定など、多くの課題があります。

JR小浜線については、小浜線利用促進協議会を中心に沿線自治体で利用促進策を実施しているが、利用者は減少傾向にあります。今後も継続して利用促進策を実施する必要があります。

日本海に沿った北陸と丹後の中央に位置する本市にとって東西の交通の流れは重要であり、国道27号のみであった道路体系に舞鶴若狭自動車道、若狭西街道が加わったことで、交通量が増加しています。

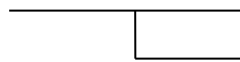
「道の駅」については、本市の情報発信の拠点として活用する必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
J R 小浜線乗車人員数	J R 小浜線の一泊あたりの平均乗車人員数 (西敦賀駅～青郷駅)	4,000 人	4,000 人	83.3%
舞鶴若狭自動車道の交通量 (小浜 IC～敦賀 IC)	舞鶴若狭自動車道の 1 日当たりの交通量 (上下線の合計)	6,000 台	4,000 台	150.0%

施策の体系

第 1 項 広域交通網



第 1 号 広域鉄道網の整備

第 2 号 広域道路網の有効活用

取組内容

第 1 号 広域鉄道網の整備

- ・北陸新幹線については、昭和 4 8 年の整備計画どおり「小浜市付近を通過地とする」、小浜・京都ルートで整備され、通過地に新小浜駅が設置されるよう、積極的な要望活動等を展開します。
- ・琵琶湖若狭湾快速鉄道については、事業化に向け、福井・滋賀両県をはじめ関係機関に対して働きかけます。
- ・J R 小浜線については、列車の増発や接続改善、快速化など、効率・利便性を向上させるための要望や、市民の利用意識の高揚を図るための効果的な事業、観光客の利便性向上に向けた取り組みを展開します。

第 2 号 広域道路網の有効活用

- ・京阪神や中京圏からの観光流入の窓口でもある舞鶴若狭自動車道小浜 I C に近接する「道の駅若狭おばま」を地域の文化や歴史、名所、特産物を紹介する情報発信拠点として有効活用し、地域の活性化を図ります。
- ・舞鶴若狭自動車道を通行する高速バスと路線バスが集結する交通結節拠点として「道の駅若狭おばま」を活用するとともに、J R 小浜駅や市内循環バスとの連携による二次交通の整備を図り、市内観光エリアへのアクセス向上ならびに公共交通の強化による地域の活性化をめざします。
- ・定時性・安全性の確保とともに、地域活性化に必要な道路を確保するため、舞鶴若狭自動車道の全線 4 車線化をめざします。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

【第1号】

市民・団体・事業者・行政は、北陸新幹線小浜・京都ルート of 早期実現に向け、連携を強化し、一体となって運動を展開します。

市民・団体・事業者・行政は、琵琶湖若狭湾快速鉄道の早期実現に向け、連携を強化し、一体となって運動を展開します。

市民・団体・事業者・行政は、J R小浜線の積極的な利用に努めます。

【第2号】

市民・団体・事業者・行政は、舞鶴若狭自動車道を有効に活用し、観光交流人口の拡大に努めます。また、効率的な利用によるCO₂排出量の削減に取り組みます。

団体・事業者・行政は、「道の駅」を観光誘客拠点および情報発信拠点として有効活用します。

第4章 夢を実現できる住み心地よいまちをめざして

第2節 生活基盤の充実

第2項 道路交通網

基本方針

主要道路については順調に整備が進められているが、なお一層地域の活性化が図られるよう道路整備を行っていきます。今後は、必要な整備を進めるとともに、側溝整備や老朽化した舗装の補修等、維持管理を中心に行っていきます。

地域に密着した生活道路については、自然環境や周辺の景観に配慮するとともに、市民が利用しやすく、安全・安心な道路環境を確保するために必要な整備をします。

運転免許を持たない市民の身近な公共交通機関として、また、環境にやさしいまちづくりの実現のため、生活路線バスである「あいあいバス」の運行を継続します。

JR小浜線の市内5駅の環境維持とパークアンドライド(※1)を促進するため、駐車場を確保するなど、駅周辺の機能整備に努めます。

(※1) パークアンドライド

二酸化炭素排出削減や交通渋滞を緩和するため、駅やバス停に近い駐車場に車を停めて、鉄道やバス等の公共交通機関に乗りかえること。

現状と課題

国道、県道については順調に整備が進められています。

今後も、国・県と協力しながら、安全で快適な道路環境の整備を進めていく必要があります。

幹線市道、都市計画道路についても概ね順調に整備が進んでおり、今後も計画的に進めていく必要があります。

地域に密着した生活道路については、幅員の確保や側溝改修などによる利便性の向上の反面、交通量の増加による新たな危険が発生しており、安全・安心な道路環境を見据え、整備を行う必要があります。

「あいあいバス」については、自家用車の利用拡大による一般客の減少や少子化の進展による学生客の減少により、利用者数は年々減少傾向にあります。自家用車を利用できない市民の身近な公共交通機関として、市民生活に欠かせない公共交通機関です。

しかし、利用者数の減少に伴い運賃収入が減少する中、車両等の更新時期となるため、運行には多額の費用が必要となります。

目標・指標

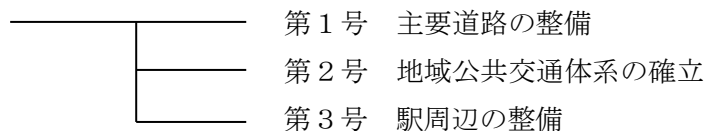
目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H 2 7 実績値	
		H 3 2	数値	達成率
都市計画道路の整備	都市計画道路の延長のうち整備済み延長の割合	79.0%	77.0%	96.3%
「あいあいバス」利用人数	「あいあいバス」の1年間の利用者数	90,000人	90,000人	78.3%

都市計画道路整備目標

路線名	起点	終点	延長	幅員	現況				H27		H32	
					改良延長	改良率	舗装延長	舗装率	改良延長	改良率	改良延長	改良率
小浜インター線	和久里	木崎	650	25.0	0	0.0	0	0.0	0 650	0.0 100.0	0	0.0
多賀竹原松ヶ崎線	多賀	北塩屋	2,710	16.0-18.0	2,420	89.3	2,710	100.0	2,320 2,420	85.6 89.3	2,320	85.6
小浜縦貫線	小浜住吉	下野木	6,170 5,400	12.0-25.0	5,630 4,860	91.3 90.0	6,170 5,400	100.0 100.0	5,860 5,090	95.0 94.3	6,050	98.1
駅前湯岡線	駅前町	湯岡	1,300	16.0	970	74.6	1,300	100.0	970	74.6	970	74.6
国道27号線	湯岡	伏原	1,190	16.0	0	0.0	1,190	100.0	0	0.0	0	0.0
白鳥海岸線	日吉	青井	740	16.0	740	100.0	740	100.0	740	100.0	740	100.0
臨港線	伏原	阿納尻	6,970	12.0-18.0	4,730	67.9	4,730	67.9	4,730 5,030	67.9 72.2	5,090	73.0
山手小松原線	山手三丁目	小松原	810 780	16.0	440	54.3	440	54.3	810 780	100.0 100.0	810	100.0
小浜停車場線	伏原	福谷	3,470 3,770	11.0-16.0 11.0-15.0	2,600 2,850	74.9 75.6	3,470 3,770	100.0 100.0	2,600 2,850	74.9 75.6	2,600	74.9
湊幹線	山手一丁目	水取三丁目	590	12.0	590	100.0	590	100.0	590	100.0	590	100.0
東環状線	南川町	南川町	670	12.0	670	100.0	670	100.0	670	100.0	670	100.0
小浜港線	駅前町	小浜白鬚	670	15.0-16.0	670	100.0	670	100.0	670	100.0	670	100.0
河縁線	小浜酒井	小浜清滝	620	12.0	620	100.0	620	100.0	620	100.0	620	100.0
新小松原線	北塩屋	新小松原	230	12.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
四ツ谷線	四谷町	千種一丁目	350	11.0	350	100.0	350	100.0	350	100.0	350	100.0
計			27,140 26,640		20,430 19,910	75.3 74.7	23,650 23,180	87.1 87.0	20,930 21,430	77.1 80.4	21,480	79.2

施策の体系

第2項 道路交通網



取組内容

第1号 主要道路の整備

- ・国道については、国道27号の整備や国道162号の西津橋・大手橋の架け替えに伴う拡幅、深谷～相生間のバイパス整備について、事業の進捗を強く要望します。
- ・県道については、小浜上中線の一部4車線化、岡田深谷線の新設、中井青井線の拡幅の事業着手、市道については、市道阿納尻西小川線の整備に係る支援について強く要望します。
- ・都市計画道路については、臨港線の整備、小浜縦貫線（酒井～大手町）の整備を進めます。
- ・地域に密着した生活道路については、市民の安全確保を念頭に、幅員の確保や側溝の改修などにより、より良い生活環境となるよう整備を促進します。

第2号 地域公共交通体系の確立

- ・「あいあいバス」については、市民の身近な公共交通機関として、また、環境にやさしいまちづくりの実現のため、利用者のニーズに応じた効果的な路線を設定や運行ダイヤの編成を行い、運行を継続します。

第3号 駅周辺の整備

- ・JR小浜駅とJR東小浜駅周辺の植栽活動など、環境美化を行うボランティアグループに対し支援を行います。
- ・パークアンドライドを促進するため、JR新平野駅およびJR加斗駅周辺を整備します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

【第1号】

市民・団体は、同盟会の設立等により、国・県への要望活動を行います。

市民・団体・事業者は、路上駐車や歩道の不法占用等を無くし、利用しやすい環境づくりに努めます。

行政は、国・県管理の道路について、市民・団体の要望を集約し、国・県に強く働きかけます。

【第2・3号】

市民・団体は、JR小浜線の市内5駅について、その周辺の植栽活動や、待合所への座布団の設置など、良好な環境保全に努めます。

市民・団体・事業者・行政は、福井県全体で実施している毎週金曜日の「カー・セーブデー」に積極的に参加します。

第4章 夢を実現できる住み心地の良いまちをめざして

第2節 生活基盤の充実

第3項 橋梁

基本方針

市内の主要幹線道路における西津橋・大手橋など、大型橋梁の架け替えについては、安全・安心な交通体系を整えるだけでなく、観光交流人口の増加や物流の活性化が期待されることから、国・県に強く働きかけ、早期に実施します。

市道に架かる橋梁を定期的に点検し、その点検結果とともに、「架け替え」または「延命を図る予防保全型修繕」等、その方針を定める、「長寿命化修繕計画」に基づき、効率的な維持管理を行います。

現状と課題

老朽化が著しい西津橋・大手橋については、長年にわたる取組みにより事業着手に至りましたが、今後は、早期完成に向け、国・県に対して積極的に要望する必要があります。

丸山橋をはじめ市道に架かる橋梁の多くは高度成長期に建設されているため、老朽化が進んでおり、今後、架け替えや修繕が必要です。

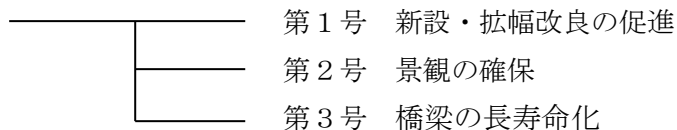
架け替えや修繕については、「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に取り組む必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
長寿命化修繕計画を策定する橋梁の数	架け替えや修繕の必要性を判断するための長寿命化修繕計画を策定する橋梁の数	402橋	66橋	103.0%

施策の体系

第3項 橋梁



取組内容

第1号 新設・拡幅改良の促進

・国道162号の西津橋・大手橋の架け替え事業できる限り早期に完成するよう、国・県に対し積極的に働きかけます。

第2号 景観の確保

・国道162号の西津橋・大手橋をはじめ市道に架かる橋梁を架け替える際には、周辺の景観に調和したデザインとなるよう、住民参加の景観検討委員会に諮り、景観の確保に努めます。

第3号 橋梁の長寿命化

・橋梁の長寿命化については、「長寿命化修繕計画」に基づき、架け替えや修繕を計画的に実施します。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体は、大型橋梁の架け替えや修繕において、当該事業の必要性等を国・県に対し要望します。

行政は、市民・団体・事業者に対し、国・県の動向等を情報発信するとともに、地域の要望を集約し、国・県に強く働きかけます。

第4章 夢を実現できる住み心地の良いまちをめざして

第2節 生活基盤の充実

第4項 上水道

基本方針

上水道水源として使用可能な地下水量を推計し、水収支を明らかにするため、平成25年度から平成27年度の3か年をかけて小浜平野地下水調査を行いました。

その調査結果を踏まえ、今後策定予定の「新水道ビジョン」をもとに、すべての市民や事業者等が安定して水道を利用できるよう、安全でおいしい水の安定した給水を持続します。

現状と課題

本市の水道事業は、昭和34年の創設以来、市民生活に欠かせない水道水の安定供給に努めながら給水区域の拡張に取り組み、半世紀を迎えました。

今後も、未給水区域の解消や農漁村部の簡易水道等の統合を図る必要がありますが、その水源は限りある資源であることから、将来にわたって安定した水源を確保することが必要です。

既存水源は、施設の老朽化、地下水位低下、河川氾濫時の井戸の冠水、将来の塩水化が懸念されます。また、塩素消毒のみで配水している簡易水道等では耐塩素性病原微生物（クリプトスポリジウム）による汚染への対策が必要です。将来にわたり安定した取水を継続するために地下水を保全する必要があります。

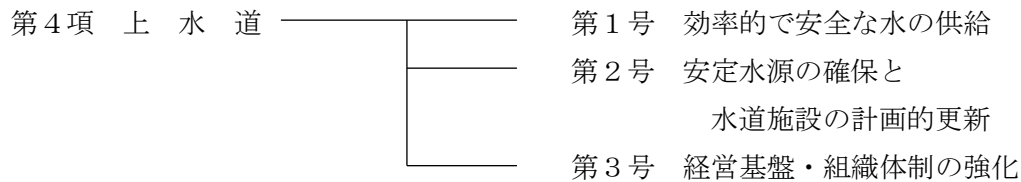
老朽管や石綿セメント管が漏水事故の原因になっているため、早期の布設替が必要です。

施設整備や更新事業への投資効果や効率を十分に検討し、水道料金体系の見直しや、国庫補助制度等の活用による財源確保に努める必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
給水普及率	給水を行っている区域内の人口に対し、水道を使用している人口の割合 年間の総配水量に対し、水道料金の対象となる水量の割合 (全国類似団体H20年度 平均値 81.3%)	99.0%	98.0%	98.7%
有収率	年間の総配水量に対し、水道料金の対象となる水量の割合 (全国類似団体H20年度 平均値 83.9%)	92.6%	91.1%	98.2%
新浄水場整備率	平成33年度の完成をめざす、事業費ベースによる新浄水場建設の進捗率	—	0%	0%
簡易水道統合施設数	上水道事業に統合する簡易水道施設の総数	4施設	1施設	50.0%

施策の体系



取組内容

第1号 効率的で安全な水の供給

- ・未給水区域の解消に努めるとともに、簡易水道事業等の上水道への統合については、今後策定予定の「新水道ビジョン」に基づき統合計画を策定し、推進します。
- ・水源水質の保全、耐塩素性病原微生物（クリプトスポリジウム）対策、水質に関する情報提供、貯水槽水道の管理徹底の指導、直接給水方式を推奨するなど、安全な水の供給に努めます。

第2号 安定水源の確保と水道施設の計画的更新

- ・上水道事業では、地下水だけの水源では水量減少や水質悪化が懸念されることから、安定した水源を確保するため、関係機関と地下水保全の対策を図ります。
- ・更新時期を迎える水道施設は、統廃合を含めた計画的な更新を行い、老朽管、石綿セメント管は耐震化計画と整合を図り、計画的に更新します。

第3号 経営基盤・組織体制の強化

- ・水道事業経営のより一層のコスト削減を図り、計画的な料金改定により、健全な経営に努めます。
- ・施設整備・更新事業の費用は水道料金に反映されるため、事業の必要性などを広く市民に情報提供し、需要者との相互理解に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・事業者は、水道水源が限りある資源であることを認識し、有効利用に心がけます。また、貯水槽水道（受水槽、高架水槽）の設置者は、適切な清掃管理を実施し、水質の保全に努めます。

行政（水道事業者）は、施設の状況や事業の必要性・進捗状況等を公表するなど、情報提供を積極的に行い、市民の理解を得ながら今後策定予定の「新水道ビジョン」に基づき、事業を推進します。

第4章 夢を実現できる住み心地の良いまちをめざして

第2節 生活基盤の充実

第5項 下水道

基本方針

清潔で快適な生活環境を整えるため、下水道事業の取組みは、たいへん重要です。
流入汚水量の的確な把握に努め、処理施設の適切な増設時期を見極めます。良好な処理水質の確保と適正な汚泥処理を達成するため、施設の適切な維持管理に努めます。
雨水管建設工事は、今後も緊急性の高い路線から計画的に進めます。
農業・漁業集落排水事業は、施設建設事業が既に完了しており、今後とも施設の適正な維持管理に努めます。

現状と課題

昭和58年から着手した下水道事業は、平成23年度を目途に污水管建設工事はほぼ完了し、今後は建設から維持管理へと移ります。
しかし、その利用料金は、県内で最高値の料金体系であることを踏まえ、受益者負担の原則による適正な負担、適正な使用料水準を見定めるとともに、健全経営との両立を図る必要があります。
農業・漁業集落排水事業と公共下水道事業の料金格差が大きいため、バランスの取れた適切な料金負担を検討していく必要があります。
主要施設の耐震工事や老朽化対策事業にも取り組み、適正で合理的な維持管理に努める必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
水洗化率	供用開始している整備区域内人口に対し、下水道に接続して利用している人口の割合 (全国類似団体20年度平均値83.0%)	87.3%	86.9%	100.2%
有収率	小浜浄化センターに流れ込み、処理している総水量に対し、下水道使用料の対象となる処理が必要な水量の割合 (全国類似団体20年度平均値87.6%)	88.1%	82.6%	94.7%

施策の体系



取組内容

第1号 下水道の整備・維持管理

- ・農業・漁業集落排水事業を含め、下水道事業全体の効率的な維持管理を進めるため、未整備区域の解消を図り、水洗化率と有収率を向上します。
- ・下水道事業全体として、受益者負担の適正化と財政負担のあり方について検討し、市民負担の公平性を保つルールを策定します。

第2号 雨水路の整備・維持管理

- ・台風・集中豪雨時に排水能力不足で道路が冠水する路線など、対策の必要性が高い路線から計画的に改修工事に着手します。
- ・西津地区で波浪により河口が閉塞する下水路では、強制排水ポンプ場を計画します。
- ・計画的な雨水渠の清掃・点検・補修により適切な管理を行います。

第3号 処理場の適正管理と経営の健全化

- ・小浜浄化センター水処理設備の増設時期については、流入下水量の変動を見極めながら計画します。
- ・下水道事業会計については、公営企業会計を導入するなど、経営の健全化に努めます。
- ・公平な負担を基礎とした料金改定を適切に実施し、健全な経営に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・事業者は、下水道へのつなぎこみ工事を早期に実施することで、公共水域の水質保全に寄与するとともに、分離柵の定期的な清掃により下水道施設への負荷の軽減に努めます。

行政は、早期に未整備区域の解消を図るとともに、適切な施設の維持管理に努め、本市全体の公共水域の水質保全を図ります。

第4章 夢を実現できる住み心地の良いまちをめざして

第2節 生活基盤の充実

第6項 河川

基本方針

治水事業は、住民の生命と財産を災害から守り、豊かで住みよいまちづくりには必要不可欠であり、安全・安心のまちづくりを行うため、河川の危険箇所を整備します。

1級河川の北川や北川水系の河川については、河川整備計画により、早急に計画的に整備していけるよう国・県に要望します。

また、2級河川の南川についても、整備要望を行い治水に努めます。

普通河川は、土砂の浚渫や除草など地元と協力した維持管理と必要な河川整備による治水強化を推進します。

現状と課題

近年頻発する集中豪雨被害に対し、河川沿線の住民の不安は年々大きくなっています。

南川については、堤防の漏水箇所や中洲の雑木等が問題となっているため、漏水対策や立ち木の伐採を行う必要があります。

その他の北川水系や南川水系の河川等、福井県管理の河川についても、河川内の立ち木や川底の上昇により、豪雨の際には甚大な被害をもたらす可能性が高くなっています。

普通河川について、土砂堆積が著しい箇所や老朽化による護岸の破損、未整備箇所があり、災害から市民の生命・財産を守るため、浚渫や護岸の補修、新設など整備を行う必要があります。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
河川の改修に対する不満度	市民意識調査において河川改修に対して「やや不満」「不満」と回答した人の割合	20.0%	34.5%	—

施策の体系

第6項 河川

第1号 河川改修の促進

取組内容

第1号 河川改修の促進

- ・1級河川の北川については、「河川整備計画」に基づき計画的に整備されることはもとより、強力かつ早期に整備を進めることを国に要望します。
- ・2級河川の南川については、堤防の強化、漏水対策、雑木撤去を進めるとともに、「河川整備計画」を早期に策定し計画的に整備されるよう、福井県に要望します。
- ・その他、福井県管理河川についても、雑木撤去、川底の浚渫を適時実施されるよう働きかけます。
- ・過去に土砂が流出した河川についても砂防指定を行い、堰堤等の措置を要望します。
- ・普通河川の管理については、地元の協力も得ながら浚渫等を行なうとともに、護岸の補修や新設等、整備を行います。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民・団体・事業者は、河川周辺の草刈りや清掃活動等に取り組むなど、河川環境の美化に努めます。

また、「砂防計画」に必要となる、災害時の被災写真の撮影と記録に協力します。

行政は、国・県管理の河川について、市民・団体の要望を集約し、国・県に強く働きかけます。

第4章 夢を実現できる住み心地の良いまちをめざして

第2節 生活基盤の充実

第7項 住宅

基本方針

小浜らしい景観をつくり守り育てるため、住宅の景観に対する配慮について普及啓発に努めます。

安心して住み続けられる住まいづくりのため、バリアフリー化と耐震化の普及啓発に努めます。

既存の市営住宅を有効活用し、高齢者対応など、時代のニーズに即した住環境づくりに努めます。

良好な居住環境を守るため、空き家住宅の適正な管理の啓発に努めます。

現状と課題

地域特有の景観が徐々に少なくなる中で、愛着のある地域の景観を守り育て、創出するため、地域住民の景観に対する意識を高め共有する必要があります。

住宅のバリアフリー化と耐震化は、新築建物では進んでいるものの、既存住宅については、改修への取組みがあまり進んでいません。

市営住宅については、老朽化した住宅が相当数あり、また、入居者の高齢化が進んでいます。

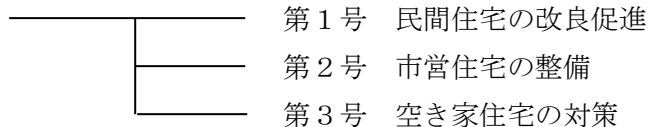
高齢化や核家族化が進む中で、管理不十分な空き家住宅が増加しています。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
市営住宅バリアフリー化率	市営住宅のうちバリアフリー化した戸数の割合	15.5%	15.0%	93.8%
市営住宅耐震化率	市営住宅のうち耐震化した棟数の割合	43.0%	31.5%	101.6%

施策の体系

第7項 住宅



取組内容

第1号 民間住宅の改良促進

- ・住宅周辺の景観との調和や配慮について、啓発に努めます。
- ・良好な景観を形成するため、建物を建築する場合などに景観条例に基づく届出制度を行います。
- ・耐震化、バリアフリー化について、普及啓発に努めます。

第2号 市営住宅の整備

- ・既存の市営住宅を有効活用するため、「長寿命化計画」を改定し、計画的な維持補修に努めます。
- ・耐震化率、バリアフリー化率の向上に努めます。

第3号 空き家住宅の対策

- ・空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「空き家等対策計画」の策定および「空き家等対策条例」を制定します。
- ・計画や条例を活用し、空き家住宅の適正な管理啓発に努めます。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、地域に対する配慮をし、また、耐震化やバリアフリー化などの情報を取り入れた住宅づくりをします。

団体は、特に、景観づくりについて、コミュニケーションの中心となり、市民や行政に情報を発信します。

事業者は、市民に対して、住宅づくりを行う上で景観への配慮や耐震化・バリアフリー化等のノウハウを提供します。

行政は、住宅づくりに対する情報発信と、市民や団体に景観活動ができる機会を設けます。

第4章 夢を実現できる住み心地の良いまちをめざして

第2節 生活基盤の充実

第8項 情報通信網

基本方針

市民・団体・事業者・行政が、インターネットをはじめとする多様なネットワークでつながり、地域力を結集します。

医療・教育・福祉・産業等、さまざまな分野においてICT（情報通信技術）を効率的・効果的に活用できるよう、日々進歩するICTとその利活用に関する情報を的確に収集するとともに、本市にとって最適なICTの導入・活用が図れるよう、引き続き、情報通信基盤の整備を進めます。

また、ICTを活用した日本遺産などの地域資源の魅力発信により、誘客力の向上と地域ブランドの確立、交流人口の拡大を図ります。

市民一人ひとりが「欲しい情報」を「欲しい時」に「どこでも」取得することができ、意見や提案を「発信」することができるようICT活用能力の向上を支援するとともに、ICT利用に関する情報モラルの浸透を図り、安全安心な情報通信環境を構築します。

現状と課題

平成21年度に、ケーブルテレビ通信網を新たに光回線に整備し直したことにより、市内のブロードバンド・ゼロ地域(※1)を解消しましたが、日々進歩するICTに対応するためには、その技術に応じた情報通信基盤の整備が不可欠です。

また、ICTは、自発的に活用しなければ効果が発揮できないため、ICT利活用に対する市民の意識向上と学習機会の提供が必要です。

一方、ICTの進歩とともに、ICTを悪用した犯罪も多発・巧妙化しています。

個人情報の保護やセキュリティ対策の強化等には、市民一人ひとりが正しい知識を習得し、常に意識することが大切です。

(※1) ブロードバンド・ゼロ地域

高速な通信回線によって、大容量のデータを快適に活用できない地域のこと。

目標・指標

目標・指標名	目標・指標説明	目標値	H27実績値	
		H32	数値	達成率
超高速ブロードバンド世帯カバー率	全世帯の内、超高速ブロードバンド(下り100M)が使用できる区域の世帯の割合 (H20年9月末現在の 全国カバー率89.5%)	100%	100%	112.2%
インターネット接続世帯率	全世帯の内、インターネットを使用できる環境にある世帯の割合 (H21年度実績 60.0%)	65.0%	59.7% (推計値)	92.0%

施策の体系

第8項 情報通信網

第1号 ICT利用環境の整備

第2号 ICT利活用の促進

(行政情報サービスの充実)

取組内容

第1号 ICT利用環境の整備

- ・ケーブルテレビ通信網や通信事業者が整備した情報通信網等を利用することにより、まちづくりが効率的・効果的に推進できるよう、引き続き、ICT基盤の整備を進めます。
- ・市民・団体・事業者が的確に情報を共有し、地域コミュニティを活性化するとともに、いつでもどこでも行政情報を収集し、まちづくりに関する提案や意見交換が活発にできるよう、新たなWebサイトを開設するなど、ICTの利用環境を向上します。

第2号 ICT利活用の促進（行政情報サービスの充実）

- ・市民のICT利活用能力の向上を支援し、市民同士や多様な団体等のコミュニケーションを活性化することにより、協働のまちづくりを推進します。
- ・すべての市民がICTを悪用した犯罪等に巻き込まれないよう、個人情報の保護やセキュリティ対策の重要性を理解し、適切な対策がとれるよう支援します。また、青少年に情報モラルを習得する学習機会を提供するとともに、教職員を対象とした研修を行うなど「小中学校における情報教育」の充実に図ります。
- ・ICTの進歩に応じて行政事務の効率化を進め、市民サービスの向上を図ります。
- ・市役所へ行かなくても行政手続きができる電子申請システムや公共施設予約システムなどの活用を促進します。
- ・行政が所有する個人情報の安全を守るため、セキュリティ対策を徹底し、情報通信の安全・安心を確保します。
- ・小浜市公式ホームページ内にUIJターンに関する情報をまとめたサイトを追加します。
- ・空き家や就職、日常生活に関する情報など、行政が発信する情報の充実に努めるとともに、その様々な媒体を通じて幅広い周知を図ります。

市民・団体・事業者・行政の協働のあり方

市民は、ICTの利活用により、自らの生活の質を高めるとともにまちづくりに積極的に参画できるよう、一人ひとりがデジタル機器等の操作、インターネット利用、セキュリティ対策等について正しい知識・技術の習得に努めます。

団体は、構成員のICTに対する正しい知識・技術の習得を促進し、ICTを利活用したコミュニティの活性化に努めます。

事業者は、ICT基盤の充実に努めるとともに、市民や団体に対する利活用研修等を実施し、市民能力の向上を図ります。

行政は、事業者のICT基盤充実に支援するとともに、市民や団体のICT利活用能力向上のための学習環境を充実します。また、多様な媒体を活用し、さまざまな情報の収集に努めるとともに、行政情報をわかりやすく的確に伝達します。